

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

まず、日程第1を議題といたします。

これより、7日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって発言は、お手元に配付いたしました発言順序のとおりに願います。

渡辺君。

なお、渡辺君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

渡辺議員／おはようございます。

民主・みらいの渡辺でございます。

それでは早速、一般質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、県内の不登校対策についてお伺いをします。

改めまして、不登校、日数で区切るということについては様々な課題が指摘されておりますけれども、経済的理由を除き、年間30日学校を欠席した児童生徒のことを言うと伺いますけれども、昨年では全国小中の不登校数は過去最多の24万4940人ということでございます。

これは、コロナの影響もあるとは言っていますけれども、実は平成25年あたりからじわじわとこの不登校が伸びてきてまいりまして、特にこの数年に関しては顕著であるということでございます。

一方、県内の不登校を見ると、昨年度は小中合わせて1087名と。

1000人当たりでは17.8人ということで、増加傾向は、これは全国と同様の伸び方を示しておりますけれども、1000人当たりの不登校数、これは全国最小というふうなことでございました。

そこで改めて、福井県の1000人当たりの不登校数が全国最小、この要因をどのように分析をされておられるのか伺います。

とは言え、不登校数は全国最小だとしても、やはり毎年毎年福井県の不登校数も伸びてきているところがございますので、これに対しましてはさらなる対策が必要であると私は思っております。

そこで、今全国的には校内フリースクールというふうなものが注目を浴びておりまして、昨日の西本恵一議員の一般質問でも取り上げておられました福井県の校内不登校に関する支援事業、これも私は福井県版の校内フリースクールであるというふうに思っております。長期間欠席だった生徒が登校できるようになりましたというふうなことが、全国でもその効果が相次いで報告されていることから、次年度に向けまして、この福井県版の校内フリースクール、昨日の答弁では支援をしっかりと導入していきますというふうなこともございましたので、しっかりこれは進めていただきたいなというふうに思っております。

一方で、県内には民間で行っているフリースクール、これもたくさんございまして、このフリースクールが実はこの不登校の子どもたちの大切な居場所になっているというケース

も多く見られるわけでございます。

例えば、福井市内にあるフリースクール私行ってきたんですけれども、ここは不登校、あるいは引きこもり、こういった子どもたちが安心して通うことができ、そして安心して活動ができる場となっているわけでございます。

そしてさらには、学校につながったり、あるいは進路につながったりというような取組もされておるといふようなことで、極めて不登校児にとってはいい場所かなど、有効な場所であるといふようなことが私は確認できました。

このフリースクールに関しましては、文科省も保護者とそれから学校、ここが適切な連携が取れていること、そしてさらには適切な指導が行われていること、こういう要件を満たされるのであれば、学校への出席と同様の扱いを認めます、同様の扱いとして認めるといふようなことを文科省も言っているわけでございます。

ただ、こうしたフリースクールは財政的な運営面であるとか、あるいはスタッフの確保、こういったもので非常に厳しい状況に置かれているといふようなことです。

さらには、このフリースクールで活用している教材、あるいはフリースクールに通う送迎、これは全て保護者負担になっているといふようなことでございます。

とは言っても、この不登校の児童生徒にとってこのフリースクールというのは、大切な居場所になっているわけでございますので、ぜひとも行政支援を行うべきと考えますけれども、知事の所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

私から、フリースクールに対しての行政支援についてお答えを申し上げます。

不登校となる要因とか背景といったものについて、非常に様々で、多様化しているといふふうに言われているところでございます。

そうした中で今おっしゃっていただいたように、例えば、適応教室というような形もありますし、また、校内フリースクールというようなこともあると思います。

その一つとして、民間のフリースクールというのもとても、例えば、社会的自立を促すとか、それから学校への復帰に近づくとか、こういったいろいろな面で力を発揮していただいているわけございまして、子どもの居場所として非常に重要な一つの在り方であるといふふうに考えております。

私も小さなお子さんをお持ちの親御さんとお話しもさせていただきましたが、やっぱり不登校とかで悩まれている方が結構多くて、そういう方の中には学校に行きなさいということだけをただ強制するだけではなかなか解決しないんですと、フリースクールのようなものも必要なんですというお話も聞かせていただいているところでございます。

県教委におきましても、お話もございましたが、文科省からの通知も受けまして、学校外での活動も一定の基準に当たれば、それも出席扱いにするというような通知もありますので、市町教員に対してもそういった通知をさせていただいているところでございます。

フリースクールについては、これまでは県教委に対しては、それに対する支援、こういったことの要請はなかったところがございますけれども、今回の請願の中にそうした趣旨のことが含まれているということでございますので、これから県教委にそういった民間のフリースクールの現状とか課題とか要望、こういったものをしっかりと聞き取ってもらいまして、それで連携とか支援、どうしていくのか考えてもらおうと思っておりますのでございます。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から、福井県の不登校児童生徒が全国最小であることについての要因についてお答えいたします。

本県は、4年連続で不登校児童生徒数の全国最小を維持しておりまして、不登校対策として、未然防止、初期対応、自立支援の3つの柱で取り組んできた成果と捉えております。未然防止の取組としては、年3回実施している児童生徒の意識調査を基に、授業や学校行事を見直し、通うのが楽しい学校づくりを行っております。

また、初期対応として欠席が5日以上となった児童生徒が出た場合には、不登校状況シートを作成し、校内の支援会議等で活用しております。

欠席が長期化した児童生徒に対しては、スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、その子が主体的に学校復帰に向かうよう自立支援を丁寧に行っているところでございます。不登校対策は教職員の丁寧な対応や熱心な指導に支えられており、今後も、学校と家庭や関係機関との連携を図りながら、新規の不登校生徒を生じさせないよう努めてまいります。

議長／渡辺君。

渡辺議員／ありがとうございました。

福井県のみならず、全国的にも不登校対策というのは非常に重要な課題でありますので、これからまたしっかりと質疑をさせていただきながら取組を進めさせていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

次に、地方公共交通の維持活性化策についてお伺いをします。

現在、路線バスであったり、あるいはタクシーであったり、県内の二次交通のキャッシュレス化、これについては県もしっかりと財政支援をいただきながら進められているところでございます。

ただ一方で、地域鉄道に目を向けますと、例えば、えちぜん鉄道であるとか、福井鉄道であるとか、進んでいるように見えてもなかなかその動きが見えてこないというふうなこともございますので、ここは北陸新幹線開業も控えておりますので、私は一日も早く地域鉄道のキャッシュレス化、これを進めていくべきというふうに考えております。

このキャッシュレス化については、例えば、ICOCA（イコカ）であるとかSuica（スイカ）などの交通系ICカード、それからそれとは別にクレジットカードでのタッチ

決済、こういうふうなものが考えられるところでございますけれども、両方とも様々なメリットであるとか、デメリットであるとかは考えられるわけですが、例えば、都市部においては交通系ＩＣカードが９割を超える導入であるということ、それから先ほども言いましたように県内のバス、あるいはタクシーにおいては、交通系ＩＣカード導入が進んでいるということ。

また、県外からの誘客を今進めようとしておりますけれども、そうすると交通系ＩＣカードに慣れた方がたくさんおられますので、そういった方々を福井に呼び込むというふうなことを考えましても、やっぱりこの利便性上から考えますと、交通系のＩＣカードの導入、これを強く進めるべきと私は思っております。

ただ、交通系ＩＣカードはクレジットカードのタッチ決済に比べると、例えば、初期投資であるとか、あるいは維持管理費、非常に高いというふうにもお伺いをしておりまして、この分を全て事業者を負わせるということは大きな負担になると私は思いますので、この点に関しましては、路線バス、あるいはタクシーのように県、あるいは関係市町、沿線市町も含めた行政支援が必要であるというふうに思っております。

えちぜん鉄道、そして福井鉄道のキャッシュレス化に関しましては、交通系ＩＣカードの導入を私は強く求めますとともに、導入費、あるいは維持費に関しまして全面的な行政支援が必要であると考えますけれども、知事の所見を伺います。

次に、路線バスについてでございます。

我が会派の代表質問でも取り上げましたように、今路線バスの運転手の不足、高齢化、これが最も大きな問題であるといっても過言ではないかなというふうに思っております。その理由の一つとして挙げられるのは、やはり運転手の賃金が低いというふうな問題、これが大きな問題だと思います。

例えば、中京圏の路線バスの運転手さんに比べると、県内の運転手の賃金は年収に換算しますと約３０万円低いというふうなことも明らかになっておりまして、こうなるとやはり新しい方々が入ってこない、採用が全然できないというふうな問題に直面しているというふうなことでございます。

運転手の賃金の引上げにつきましては、先日の野田議員の代表質問に対しまして吉川地域戦略部長からは、賃金を今以上に上げるとバス事業者の赤字が大きくなって、結局はその分、市町の負担が増えるというふうな答弁がございました。

ということは、見方を変えるならば、行政支援があれば、これは運転手の賃金引上げも可能であるというふうなことにも聞こえてくるわけでございます。

さらには、西川交流文化部長も、新幹線開業を控えまして観光誘客が目的地に着くまでは路線バスが必要であることから、路線バスを増発するというようなこと御答弁もございました。

路線バスを増発するのであれば、これは必然的に運転手は必要なわけでありまして、そういったことから運転手確保策としての賃金引上げは、まさに私が県と、それから市町の支援のもとで行うべきと考えますけれども、所見を伺います。

その他、路線バスの課題といたしましては、特に朝夕の通勤、それから通学において、渋滞が発生して到着が遅れるというようなことも、鉄道に比べて時間が読めないという課題

がございます。

全国でこうした課題を解消するためのシステムの導入が進んでいるところでございます。資料を御覧ください。

例えば、目的地までの路線バスを利用する場合には、スマホのグーグルマップを開きますと、どこ行きのバスに乗ればいいのかというふうなことが確認をできるわけでありますけれども、新たなシステムを導入することにおいて、この赤い字で示してありますように、この停留所までは何分くらい遅れているかというこの遅延状況であったり、あるいは渋滞情報であったり、臨時運休情報、これを確認することも可能になるというふうなことでございます。

さらには、このシステムを利用しまして、バス事業者独自でアプリを開発することによって、右側にも示してありますように、より分かりやすい、バスが今どこら辺走っているとか、あるいは自分が待っている停留所までは何分くらい遅れるんだというふうなことがもっと分かりやすく、視覚的にも分かりやすく確認ができる、こういうふうなシステムでございます。

こうした情報を確認できれば、バス停でいつまで待たされるんだろうみたいな、そういうふうな不確定な状況が解消されまして、より行動も計画的にできるというふうな利点もございます。

さらには、北陸新幹線開業に向けまして、土地勘のない県外の観光客、この人たちも目的地に行くまでにはやっぱりバスも必要でございますので、こうしたシステムを導入することによりまして、利便性が格段に向上するのではないかなと思っております。

この情報システム導入に向けた、県内事業者の取組状況についてまずお伺いをします。

また、こうしたシステムを導入する県内の路線バスのインフラ投資に対しても県の支援を求めますが、所見を伺います。

次に、路線バスの災害対応についてお伺いをします。

近年、自然災害が頻発化、そして激甚化する中におきまして、やっぱり国民生活であるとか、あるいは社会経済活動の維持するためにも、被災地におけるバス輸送の重要性、これが年々増ってきているわけでございます。

我が県におきましても、例えば、今年の豪雪時に中部縦貫道で車両が滞留をしたわけですが、その滞留した車両の中に残された被災者、この被災者の方々をバスでホテルまで輸送したというふうな、避難をさせたという事例もございます。

こうした中、国交省からは特に近年見られるような豪雨水害などでバスが水没することがないように、事前に退避できる代替地を確保すること、そしてその代替地を防災計画の中にしっかりと明記すること、ということが今求められております。

問題は、この代替地がなかなか見つからないというふうなことを聞いております。

例えば、福井市内にあるバス会社は、バス会社の敷地内に93台のバスを駐車しておるんですけども、近くの川が氾濫をすると、水が溢れますとこの93台のバスが水没するというふうなことがハザードマップ上で確認をされております。

しかしながら、この93台という多くものバスを、例えば、高台のところに避難するというときに、その代替地が、やっぱりバスの事業者だけではなかなか見つからないというふう

な課題がございまして、公共交通という観点からも、さらには自然災害発生時に、この被災者の避難を行政が要請するというふうなお立場からも、ここは事前に退避できるこの代替地、これについてはぜひとも県と関係市町が連携しながら、この確保に向けた努力をすべきと考えますけれども、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、えちぜん鉄道と福井鉄道への交通系ＩＣカードの導入と、行政支援の必要性についてお答えを申し上げます。

えちぜん鉄道と福井鉄道におきましては、今年の３月にクレジットカードですとか、あとはＱＲ決済、これが決済可能な券売機を主要駅に配置をいたしました。

結果といたしまして、月に６０００件を超える利用があるということで大変好評を得ているというふうに伺っているところでございます。

その先もっと便利になるのがおっしゃるように交通系のＩＣカード、また最近出てきておりますけれどもクレジットカードのタッチ決済、これは非常に便利だということでございます。

そういうこともありまして、県内では、例えば、ハピラインですとか、それから路線バス、これにおいて交通系ＩＣカードが使えるようにということで今準備を進めているところでございます。

ただ、おっしゃっていただいたように最初の初期投資とか、それから運営費のところも大変お金がかかるということで、なかなか厳しい経営状況の鉄道事業者が独自に入れるというのは難しい、そういう意味で行政の支援が必要だということを認識いたしておるところでございます。

こうした地域鉄道は新幹線が参りましたときには、二次交通としても役割を十分に果たしていただく必要があるということでございまして、２年くらいは整備に時間がかかるというふうに言われておりますので、新幹線の開通から大きく遅れることがないように、こういった、例えば、整備のシステムの運用方法ですとか、あとは機器のサポートの体制とか、費用負担、こういったことを鉄道事業者、それから市や町とか、あとシステムの会社、こういった方々と急いで検討を重ねまして、結論を出していきたいと考えているところでございます。

議長／地域戦略部長吉川君。

吉川地域戦略部長／私からは３点、お答えをいたします。

まず１点目は、運転手確保策としての賃上げに対する県や市町の支援についてお答えをいたします。

バスの運転手の賃金水準ですけれども、これは全産業平均より低い水準にとどまっております。人材確保の観点からも賃金を含めました待遇改善は重要であるというふうにご考えてございます。

こうした中、県内の一部バス会社では、これ路線バスに関してですけれども、人件費を含む運行経費が国庫補助の制度上、上限まで達していないところもございます。

したがって、全額会社負担でなくても賃金を引き上げる余地があるということもございます。

ただ、賃金を引き上げた場合の負担につきましては、国、県はこの制度上、義務的負担ですけれども、市町は任意負担となっております、市町の理解が必要というふうに考えてございます。

また、バス会社にとりましても、この補助制度上の対象外となります貸切りバスの運転手の賃金ですけれども、これも引き上げると、公平性を保つ、バランスを保つためにも引上げになりますことから、見直しにはやはり会社の経営判断というものが become 必要になるというふうに考えてございます。

地域交通を今後ともしっかりと維持していくため、一定の水準まで賃金の引上げが可能であるということは会社のほうに、バス会社のほうに助言をしたいと思っております。

そうしながら、市町とも協議が必要でございますので、その協議も含めまして、運転手の確保に努めていきたいと考えてございます。

次、2点目でございます。

路線バスの利便性向上に向けた事業者の取組、ハード整備の状況とその整備に対する県の支援についてお答えをいたします。

県におきましては、交通事業者や市町とともにバス事業者や運賃情報等のオープンデータ化に取り組んでおりまして、令和2年度からスマホを使いましてコミュニティバスを含めた全ての路線バスの経路検索が可能となっております。

これをさらに進めまして、遅延、運休情報、こういったものがリアルタイムで把握できるようになりますと、悪天候等によりダイヤが乱れた場合でも利用者は運行情報を把握できまして、不安が解消されますことから県内のバス事業者においても導入を検討されているところでございます。

県におきましては、利用者の利便性向上につながるこうしたデジタル技術の導入に対しまして、令和元年度から今年度まで新モビリティサービス推進事業により支援してきたところでございます。

これについては、来年度も引き続き支援ができるよう検討してまいります。

最後、3点目、路線バスを事前に退避させる代替地の確保に対する県や市町の連携についてお答えをいたします。

今年8月の大雨の際ですけれども、JR本線が不通となりまして、加えまして北陸自動車道、国道8号線が通行止めとなる中、武生駅と敦賀駅を結ぶ災害時緊急バスを運行いたしました。

こうした移動手段を確保することなど、災害時におきまして非常に機動性がバスはあるということで、その役割は大きいと考えてございます。

このため、水害の恐れがある場合には、公共用地を議員御指摘のように臨時に使用するなど、バスの退避方法について事業者の意向も確認した上で、福井運輸支局ですとか市町などと、関係者と協議しながら事前に備えるようにしてまいりたいと考えてございます。

議長／渡辺君。

渡辺議員／ありがとうございました。

前向きの答弁もございまして、本当にありがとうございます。

県内の二次交通、必要であるところには必要な支援をしっかりといただきたいと思っておりますので、ぜひとも今後とも支援をよろしくお願ひしたいと申し上げます。

続きまして、教員の新たな研修制度についてお伺いをいたします。

教員が勤務年数10年ごとに研修を受けまして、そして適正を確認した上で免許を更新するという、いわゆる教員免許更新制、これが今年の7月1日をもって廃止となりました。

理由は、更新にかかる費用であるとか、あるいは受講時間の負担であるとか、さらにはこの制度によって免許を失効する方々が全国で続出したということで、深刻な担い手不足になるというふうな懸念もございまして、これが廃止になったというふうに伺っております。

この制度の代わりとして、来年4月から新たな研修制度が始まるというふうなことでございます。

この新たな研修制度では、実施された研修をまず記録に残す。

そしてその残された記録を基にして、校長と教員が面談をしながら指導、助言を受けたり、あるいは新たなこういった研修がもっと必要じゃないのということで研修の受講を促されるというふうなことが求められております。

さらには、研修の成果、これを例えば、テストを受けたり、あるいはレポートを書いて報告をしたりというふうなことで確認をするというふうなことも示されているところでございます。

例として示されているところでございます。

ただ、やはり多忙な現場の現状を踏まえますと、こういった研修の記録であるとか、あるいは確認方法であるとか、これはできるだけ簡素化すべきというふうに私は思っております。

特に、研修の成果をレポートで報告するというふうなことについては、今年の5月の参議院文教委員会におきまして、当時の末松文部科学大臣からは、レポートの作成は教員にとってもものすごく負担であるというふうなことが考えられるので、その提出についてはできるだけ簡素化すべきというふうな大臣答弁もございました。

新たな研修制度の下で行われるこの研修の記録、あるいは成果の確認方法についてはできるだけ簡素化すべきと私は思いますが、教育長の所見をお伺いします。

県教委は、教員の資質能力向上については、毎年福井県教員育成指標及び教員研修計画というふうな中で示されておられまして、同時に研修の具体的な内容についてもこの中で記載をされております。

今回、教員免許更新制を廃止するとともに、新たな研修制度が来年の4月から始まるというふうなことでございますけれども、一体どのような研修がその記録に残すべき研修になるというか、その研修の範囲など、できるだけ早くに学校現場に知らせるべきと考えます。

けれども、学校現場への周知に向けた今後の取組についてお伺いをします。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から、教員の新たな研修制度について2点お答えいたします。

まず、研修の記録や成果の確認方法についてです。

国が記録を必須としている任命権者等が実施する研修につきましては、教育総合研究所の研修講座申込みシステムで申込みを行うことで、受講後、必要事項が自動的に履歴として記録される方法を今考えております。

研修も対面、集合型とか、同時速報型、オンライン型とか、オンデマンド型とかいろいろあるわけですが、成果の確認につきましては、そうした研修形態や研修内容に応じ、できるだけ教員の負担を伴わない方法を考えてまいります。

次に、記録に残す研修とはどのような研修なのか、また、新たな研修制度の学校現場への周知についてのお尋ねでございます。

研修履歴の記録の対象につきましては、国が必須としている、県が行う研修、例えば教育総合研究所が実施する研修、それに加えて、独立行政法人教職員支援機構が実施する中央研修等も今想定しております。

その他の研修につきましても、今現在検討しているというところでございます。

毎年、教員の研修について話し合います教員育成協議会というものも持っております。

そこにおいて今現在、新たな教員育成指標や研修制度を検討しているわけでございます。

来年度は、廃止された教員免許更新講習の中で受講者等から非常に高い評価を得ております世代を超えたクロスセッション等の研修はぜひ継続していただきたいと聞いておりますので、そういったものは継続しつつ、研修全般のスリム化を図ってまいりたいと考えております。

今後、オンライン形式の推進など、研修の実証を含め、教員の負担軽減を考慮しながら指標に基づいた研修計画を策定し、学校現場には2月頃には通知する予定でございます。

議長／渡辺君。

渡辺議員／ありがとうございました。

2月頃にはというふうなスケジュール感も示されましたので、安心して来年度に向けての計画ができるものと思っておりますので、できるだけ分かりやすく、今ほどできるだけ負担もないようにというふうなお答えもございましたので、そこに従った研修計画をぜひ立てていただきたいというふうに思っております。

それでは最後に、県内の介護人材の確保策についてお伺いをします。

県内の介護職員については、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度までに約1万2600人が必要だというふうなことでございまして、県の高齢者福祉計画の中においては、そこに示されている数字では、令和2年度には1万1520人だったというものをこの5年間で約1000人増やすということになりますと、毎年200人ずつ新たな、離職とか転職も含めて新た

に200人ずつ増員というふうなことが計画の中では示されているところでございます。

この人材確保につきましては、令和元年の2月議会において、当時の健康福祉部長からは毎年この200人増やして行く中で、そのうちの130人が日本人で増やす、あと残りの70人については外国人の留学生、あるいは技能実習生で増やす。

ごめんなさい、70人のうち50人、これを外国人の留学生、そして技能実習生で増やす。残りの20人を今現在福井県で行っているタイの現地で研修をして、そしてまた、その方々を福井に招き入れると、こういうふうなものでトータル200人というものが確保できるという、そういうふうな計画でございます、というふうな御答弁もございました。

一方、今年の10月に県がタイにおいて研修をされた外国人技能実習生のうち6名が福井にやってきたというふうな報道がございました。

今年度末に向けては、新たに数名がタイからやってくるというふうなこともお聞きしております。

ところが、当初予定をしておりましたこの年間20名というふうなものには、両方足しても届かないというふうなことなのかなと思いますが、改めまして県がタイの現地で研修をして、そして福井で受け入れる技能実習生、これが当初予定の20名に届かなかった理由をお伺いしたいと思います。

併せて、次年度以降、確実に毎年年間20人、タイから受け入れるというこの数が実現可能なのか、この見通しについてお伺いをします。

現在、円安のあおりを受けて、あるいは実質賃金も下がっている中で、日本で働いていても母国の家族に仕送りができないというふうなことから、外国人技能実習生の実習先として日本を選ばないというふうな状況が今顕著になっているところでございます。

この状況が続けば、新たな介護人材として期待をされていた70名の技能実習生、介護の技能実習生ですね、これの受入れがまず難しくなるのではないのかなというふうな懸念もございます。

そうならば、この70名も含めたこの1年間の新たな200人の増員というふうなことに対しては、計画が根底から崩れていくのではないかなという懸念もございます。

まず、令和4年度の現時点での県内介護職員数が計画的に確保されているのか、これをまず伺うとともに県内における外国人の介護職員も含めまして、今後の介護職員の安定した確保に向けての見通しをお伺いします。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私から2点、お答えを申し上げます。

最初に、タイからの技能実習生が当初予定の20名に届かなかった理由、そして、来年度以降の受入れの可能性についてお答えを申し上げます。

タイからの技能実習生については、受入れに先立ちまして、県の社会福祉協議会に管理団体として、福井外国人介護職員支援センターというものを県も支援して設置いたしました。このセンターにおいて、技能実習生の受入れのノウハウを蓄積するため、まず今年4月に初めて技能実習生6名を受け入れております。

そして、10月に8名を受け入れたんですけど、この8名のうちの2名が県が現地で養成した6名、残りの2名というのは、このセンターが向こうの送り出し機関と連携して受け入れた2名でございます。

そうしたことから、現在14名が県内の8つの施設で実習を開始しております。

さらに今年度末には、県が養成した7名の受入れを予定しているところでありまして、合計21名の技能実習生をタイから受け入れる予定となっております。

来年度以降につきましても、継続的にタイの技能実習生の受入れを実施することとしておりまして、年間20名の受入れ目標が達成できますよう、タイの教育機関等と連携して人材確保に努めてまいります。

続きまして2点目、県内の介護職員数の確保と今後の見通しについてお答えを申し上げます。

本県の介護職員の数では令和3年10月現在で1万1691人でありまして、令和2年と比べ、介護職員数は171人、約1.5%増加しております。

一方、要介護の認定者の伸びというのは0.5%、179人ということですので、大体ある程度の介護職員の確保は進んでいるものというふうに考えております。

しかし、事業者の方からは依然として人材確保に苦慮しているといったようなお声も聞いております。

また、本県の高齢者数がピークとなる令和7年度までの今後4年間で約900人の増員が必要と見込まれておりまして、新規の介護人材の確保に向けては、若者、高齢者、外国人材など多様な人材を獲得していく必要があると考えております。

今後につきましては、今年度から新たに選択的週休3日制度など、働きやすい就労モデルの創出を進めております。

また、元気な高齢者による短時間のちょこっと就労というものを推進、そして先ほどのタイの技能実習生など、こういった支援策を継続しまして年間目標が達成できるように努めてまいりたいと考えております。

議長／渡辺君、時間がございませんので。

渡辺議員／大変重要な課題でございますので、しっかりとまた推し進めていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、渡辺君の質問は終了いたしました。

北川君。

なお、北川君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

今日は4項目についてお尋ねするわけですが、いっしょに私も緊張しております。

前向きな御答弁をぜひお願いしたいと思います。

4項目の1項目目に、障がい者入所施設の在り方と方向性について伺いたいと思います。

先日、福井共生社会実現プラン（障害者福祉計画）の骨子案が示されています。

その中で、本県の障がい児・者の状況について、強度行動障がい、発達障がい、医療的ケア児・者は増加傾向にあるとしています。

また、主な施策、障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくりとして、きめ細かな支援を上げ、強度行動障がい支援として受入れ施設の拡大、専門チームによる支援も掲げています。

資料1を準備いたしました。

大変重要な資料であると自分でも感じています。

その中では、数値の面で大きな特徴が感じられます。

福祉についても県内の4つの圏域の中で必要数と、それから施設許容数のバランスを取っているとしているんですけども、障がい者の皆さんにとってこの施設数、入所受入れ数の格差、特に敦賀市の入所受入数が30人と、他市町に比べて極端に少ないという現状に対しては誰もが疑問を感じています。

しかも、敦賀市唯一の入所施設でございますやまびこ園の現状は、令和2年3月末の利用状況で言いますと18歳から39歳までの方が5名、40歳から49歳までの方が10名、60歳以上が15名、平均年齢で言いますと55歳と非常に高くなっています。

また、利用人数が定員に達しているために、県外を含めると15名の方が入所を希望しているながらも入所待機となっている状況でございます。

この事態について、その背景や理由も含め、健康福祉部長の所見をまず伺いたいと思います。

国は、障がい者の住まいに関して、グループホームへの移行を中心として据えております。入所施設については、地元市町のニーズ把握や市町の障がい福祉計画への反映を前提としながらも、県の新設が必要との判断がなければ進められないともしています。

現在、敦賀市の事業者にも入所施設設立の動きがあります。

国に対して直接出向いて意見交換する中で、国の考え方も確認させていただいているわけです。

その中では、厚労省の言う言葉として、必ずしも入所施設を建設してはいけないものではない、最終的には県の判断なんだという言葉があったようです。

事業者は要望書を敦賀市にも提出しております。

県は敦賀市と協議しているとのことですが、現実として進展していないという状況にもあります。

地元敦賀市は、県の新設に係る判断がないということを理由として挙げ、県は国の地域移行の方針を踏まえ、地元紙のニーズ把握がなされていないと判断ができないことを理由として挙げています。

それが現状であります。

課題を解決しながら少しずつ前へ進めていきたい、進めてもらいたいという思いでいっぱいです。

そもそも国がグループホームを進めていく背景には何があるのか、それを確認させていただくとともに、グループホームを中心に据えつつも、必ずしも入所施設を建設してはいけないわけではないとする国の考え方に対する所見を伺います。

9月に実施されたタウンミーティングにおいても、親なき後の不安と入所施設を求める声がありました。

また、事業者が行ったニーズ調査の中では、両親が年老いてきているので子どもを一人にすることができないため、両親が元気なうちに安心して過ごせる場所を与えてやりたい、また、ヘルパーさんも人員不足で希望どおり来ていただけないこともあります。

親が体調不良になった場合、自宅での生活は一人でできず、24時間体制での見守り体制もない。

親として、自分が病気にならないことを祈りながら生きているといった切実な言葉が書き添えてございました。

いずれも高齢となる親御さんであり、かなり大きなお子さんを在宅で見ている方とのございます。

先ほど述べましたように、事業者のニーズ調査に加え、敦賀市もアンケートを実施し、ニーズ把握しようとしています。

そこでお尋ねします。

現実問題として入所を求める声があるだけに、それに対しては誠実に対応するのを感じます。

県が入所施設新設の必要性を判断する上で、どのような条件が不足しているのか伺うとともに、その条件が満たされた場合には必要性を判断されるのかも含め、入所施設新設に対するの知事のお考えと今後の方向性を伺います。

よろしくお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、障がい者入所施設新設の必要性を判断する条件及び新設に対する考えと今後の方向性についてお答えを申し上げます。

入所施設の新設の必要性につきましては、まずは今のお話しですと敦賀市のほうでニーズをどれだけ把握をされていて必要性を持っているか、それから敦賀市の計画、こういったものとのすり合わせ、こういったことを念頭に置きながら検討、それから判断していくということかと考えております。

これまでの福井県におけるスタンスといたしましては、御指摘いただきましたように国のほうができるだけ地域において生活を継続していくことが大事だというような考え方もあって、グループホームを中心に置くような形でこれまでの施策を進めているということもありまして、県といたしましてもできるだけ地域で住んでいただくということでグループホーム、こちらの整備を進めてきたというところでございます。

ただ、今御指摘ありましたように、グループホームで対応するのが困難な方、こういった

方々が地域において一定数存在すると、ニーズがあるということが明らかですから、入所施設が必要だということの方が一定数いらっしゃるということが明らかな場合、それから、入所定員の地域バランス、こういったことも考えながら国とも協議をして、その上で入所施設の新設も含めてニーズに寄り添う形で検討していきたい。

ちょっと難しい言い方をしておりますが、要は県としてグループホームできるだけ中心にやっっていこう、ただこれは一定数、固まりで増員ということでない、新しい施設を造るというのは経営的にもなかなか難しいところもあるということもあるので、それがどの程度あるのか、今のある入所施設の定員の数を増やす形がいいのか、新設なのかとか、そういったことも含めて検討していかなければいけないということで今、敦賀市とお話し合いをさせていただいているというところでございます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは2点、お答えを申し上げます。

敦賀市の入所定員がほかの市町と比較して少ない現状について、まずお答えを申し上げます。

県内の4つの障害福祉圏域におけます入所施設状況について、身体、知的の障がい者数に対する定員数の割合を見ますと、奥越圏域が最も高く、敦賀市を含む嶺南圏域は福井、坂井地域と同様に低い状況となっております。

障がい者の入所施設につきましては、昭和30年、40年代を中心に社会福祉法人等が任意に各地域で整備してきた経緯がございまして、県においては法人からの申請を受けて法令の基準を満たす場合には指定を行ってまいりました。

圏域、あるいは市町ごとに定員差があるという現状については、障がい者の入所施設を設置しようとする社会法人等が当時の敦賀市には存在しなかったということが影響しておりまして、入所定員数の地域バランスが今十分に取れているとは言いがたい状況になっていると考えております。

続きまして2点目に、入所施設新設に係る国の方針及び考え方についてお答えを申し上げます。

国の経営方針においては、障がい者が住み慣れた地域の中で生活を続けられるようノーマライゼーションの考え方によりまして、入所施設から地域生活への移行を進めていることを基本としております。

そのため、住み慣れた地域における居住の場として、グループホームの充実を推進しているところでございます。

また、グループホームにおいて、障がい者の重度化、高齢化にも対応できるよう、常時の支援体制を確保する日中サービス支援型というものが平成30年に創設されたところでもございます。

一方で、施設整備への国の補助基準を見ますと、グループホームでの対応が困難な重度障がいの施設待機者が多い場合など、真に必要な場合には地域の実情に応じて、入所施設の設置も可能であると考えられると思っております。

県としましては、市町の把握するニーズや将来の見通し等を踏まえ、国の見解も参考に、また国とも協議しつつ、入所施設新設も選択肢として考慮する必要があると受け止めております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

明日前向きな御答弁だったと感じています。

今ほどいろんなお話がありましたけれども、また後ほど時間があれば、私のほうからの意見も述べさせていただこうと思います。

それでは、2つ目の項目、令和3年度問題行動、不登校調査への対応についてを取り上げさせていただきます。

これまで何人もの方が不登校というものを取り上げてきていますから、同じ視点になっているところもあると思いますが、お許し願いたいと思います。

文部省が毎年実施している問題行動、不登校調査の令和3年の集計結果が公表されました。これは、児童生徒の問題行動というのは、教育関係者のみならず、広く国民で憂慮するところ です。

その解決を図ることは、教育の喫緊の課題となっていることから、事態をより正確に把握して、指導の一層の充実を図るために、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺、そんな状況について調査を行っているというものです。

ここでは、小中学校に的を絞って考えていきたいんですけども、資料2から4を準備いたしました。

これは、県教委が国からのデータを元に本県の状況をまとめたものです。

それによると、全国で不登校、つまり病気や、先ほどありましたように経済的な理由以外で年間30日以上欠席した児童生徒が24万5000人ほど、1000人当たりで率では2.57%、40人学級であれば少なくとも1人が不登校という状況です。

福井県の場合は1.7%ですから、全国値よりも低く、県教委のいろんな御努力の成果だと感じています。

ただ、1087人の不登校で苦しんでいる児童生徒が存在するという現実、これを考えるときには、そこに手を差し伸べていくということが教育行政としての使命であるとも感じます。同じ答弁になるかもしれませんが、まずこの状況について御所見を伺いたいと思っています。

それから、不登校の子どもたちや親御さんの苦しさというのは、解決の取組が見えないという点です。

つまり、居場所が見いだせない苦しさであるとも言えます。

今、その居場所を模索する動きが強くなっていますけれども、居場所を求めるニーズを抱えた子どもたちや家族たちがいたとするならば、それに対して何らかの手立てを示すべきであるのは言うまでもありません。

令和4年の2月議会の一般質問の中でも示したように、居場所が多ければ多いほど子ども

たちの自己肯定感、自己有用感は高くなっていく、そんな中で行政としても、子どもたちの居場所を把握していく必要を感じています。

居場所として今注目されているのは、先ほどお話もあったものに加え、子ども食堂なんですけれども、先日、越前市で開催されたシンポジウムの中でも、教育行政、つまり学校と子ども食堂などの子どもたちの居場所との連携は不可欠なんだということが取り上げられています。

先月の教賀で開催された共生社会サミットの中でも居場所の重要性が取り上げられています。

伺いたいと思います。

不登校児童生徒の中で、家庭以外の居場所が存在している児童生徒の現況を伺いたいと思います。

そして、居場所となっている子ども食堂や地域での取組との連携についての現状と今後の方向性を伺います。

先ほどの資料にあるように、全国的に暴力行為やいじめの件数が増加しています。

特に、小学校での件数の増加は顕著であるわけですが、本県でも例外でないのを感じます。

コロナ禍という状況の中でコミュニケーションが取れず、タブレットは活用しても友だちとの会話は進まず、マスクによって感情表現、感情把握がスムーズにできない状況にある子どもたちのストレスはかなりのものであるのは間違いありません。

それとともに、精神的に不安定な児童や多動傾向の子どもの増加も考えられるとのことでもあります。

ただ、教育という場や使命を考えると、それを放置することができないのは明らかですし、暴力行為やいじめなどについて具体的な手立てを取っていく必要を感じます。

その中で、子どもたちに寄り添う最前線にあるのは担任であり、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの存在も大きなものでもあります。

ただ、余裕のない中で子どもたちと向き合う使命を背負い、代替がなく疲弊する養護教諭やストレスを感じているスクールカウンセラーの現状も耳にしています。

最前線で子どもたちの問題行動に向き合っている学校現場の現状認識、そしてそれをフォローする体制をどのように構築していくのか伺います、お願いします。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から、令和3年度不登校問題行動調査結果への対応について、3点お答えいたします。

まず、県内の不登校生との現状についてです。

令和3年度の不登校児童生徒数は小学校336人で、前年度より95人増加しております。

中学校は、751人で126人増加しております。

小学校では前年度に比べまして1.39倍となっております、中学校の1.20倍に比べ、やや大きい伸びとなっております。

不登校の原因や背景は、本人の無気力、不安、友人関係など複合的に絡んでおります。コロナ感染拡大防止の観点から、少しの体調不良でも欠席することを促され、学校を休むことへの抵抗も減ってきているとも聞いております。

また、コロナの影響で学校行事が縮小されるなどして、人との関わりが減り、学校ならではの楽しさを味わえなくなってしまったことも不登校者数の増加に影響していると考えられます。

次に、不登校児童生徒の家庭以外の居場所の現況及び子ども食堂や地域の取組との連携についてお答えいたします。

県と16の市町における適応指導教室では120名程度の児童生徒が通っており、個別の進路に合わせた学習支援や心のケア等を行っております。

さらに今年度からはモデル的に学校内にサポート室を設けて支援員を配置し、学校復帰を目指す児童生徒が、教室とは別の居場所として活用しているところもございます。

子ども食堂からの聞き取りによりますと、一部の不登校児童生徒の居場所になっているとお聞きしております。

今後、学校やソーシャルワーカーなど、教員、教育関係者が子ども食堂など、地域の機関、団体との連絡、連携を行うことにより、児童生徒が安心して過ごせる居場所の広がりを支援してまいりたいと考えております。

3点目は、不登校問題に対応している学校現場の現状とそのフォロー体制についてお答えいたします。

コロナ禍によりその対応を含めて、学校の業務が増えているのは承知しております。

その中で、養護教諭は保健室対応や相談業務、コロナ対応など業務が集中しやすい立場にございます。

管理職には現状を的確に把握し、役割分担やチーム対応をするよう、市町教育委員会とともに今指導しているところでございます。

今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、管理職のリーダーシップの下、チーム学校による組織的、計画的な支援を推進し、校内支援体制の強化を図ってまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

これだけ何人もの方が不登校ということで取り上げてきているわけですが、それだけ社会という中で大きな問題なんだという、そういうことなんだだと思います。

ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。

3つ目の項目に入りたいと思います。

福井県における未就園児の現状と対策についてと題しています。

今、無園児という言葉が頻繁に耳に入り、目にするようになってきました。

つまり、就学前の保育所、幼稚園、認定こども園などの就学前教育を担っている機関に参加せず、家庭で養育している家庭、子どもたちのことでもあります。

全国的にその数は増加傾向にあるわけですが、核家族化が進み、地域のつながりが薄れる中で、育児の孤立を防ぐ役割を担っている保育所や幼稚園につながらない中での子育て、これは様々な苦しみや悩みが伴うのは明らかでもございます。

未就園の家庭が抱える悩みは見えづらく、小学校入学前には行政との関わりがない空白の期間も存在しかねない状況にもあります。

そのような全国的な状況の中で、本県の実態とそれに対する取組の方向を伺いたいと思います。

まず、本県の未就園児の状況について、どのように把握されているのかを伺います。

保育所などに通わせるかどうかは保護者の判断によるわけですが、希望しても働いておらず、入園の条件を満たさないとか、保育の費用を払えないとか、中には子どもに障がいがあって受入れを拒否されたんだとか、いろんな理由で通えないことがあるわけなんですけれども、待機児童がゼロという本県ですから、入園を希望することで大抵の場合の入園機関は存在するものと考えています。

親が家庭での養育を選ぶことも多く、これが虐待に直接結びつくようなことではないとは言うものの、周囲とのつながりがなくなれば育児負担が増え、リスクは高まることが予想されます。

不安なのは、それを一人で抱え込んだ悩みが育児不安や虐待につながっていくことであります。

大阪、高槻市では、外出自粛で親から子育てがづらいといった相談が増えたために、孤立すれば虐待リスクが高まると判断して、未就園世帯への家庭訪問を始めたとのこと。

また、共同通信が行った児童虐待の検証報告書の分析では、保育所などに通わず無園児となる背景に支援情報の不足など、様々な事情があることを指摘しています。

来年4月に発足する子ども家庭庁は、未就園の子や親の支援を重要政策に位置づけ、先進自治体の取組例を参考に家庭訪問や困りごとの把握といった本格的な施策づくりに乗り出すとしています。

そこで伺いたいと思います。

現在、未就園世帯とどのような関係づくりを行っているのかを伺うとともに、今後の取組の方向性について伺いたいと思います。

また、他県にはフィンランドのネウボラに倣い、妊娠期から子育てまで何でも相談して寄り添うことを目的としたネウボラ課を設置している市町村もございます。

御存じのようにネウボラとは、フィンランド発の子育て支援制度施設のことですし、一家族ごとに一人の保健師が継続して担当して、妊娠から出産、子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応するというものです。

利用者は早期に適切なサポートを受けられるといったことも聞いております。

福井県も子育て支援全国一を政策の中核に据えているだけに、福井ネウボラといった体制も必要であると考えますが所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、妊娠期から子育て期まで寄り添うことを目的とした、福井ネウボラの体制についてお答えを申し上げます。

最近では、福井県内でも核家族化が進むとか、また地域のつながりがだんだん希薄になっている、こういうよう中でそれでも妊娠、出産、子育て、こういったところを安心して過ごせる、こういう社会にしていくのはとても大切です、そのためには切れ目のない支援ということが非常に重要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

県内の現状でございますけれども、全ての市や町におきまして、子育て世代の包括支援センターというのは設置がされております。

そういうことで、母体、お母さんの体、妊娠期などを中心としたお母さんの体についての相談ができるとか、また、妊娠届を出したときに面談したり訪問して指導をする、こういったことについては全数、全てのお母様方に対して行われているという状況でございますけれども、ただ一方で、出産後、このときには希望者にだけにそうした面談を行っているような市や町も現状にはあるわけございまして、一層の支援の強化、これが必要だろうというふうに考えているところでございます。

そういうことで、これから福井県においては全ての市や町におきまして、御指摘いただきましたようにネウボラというのだと思いますけれども、同じ妊婦さんに対して、同じ保健師さんがしっかりと継続して寄り添って、常に面談をしたり相談に応じる、こういうような体制ができるように、さらには医療機関といったような関係機関と連携をさらに密にしていく、妊婦さんを中心にして支援体制を強化していくということを市や町にも求めてまいりたいというふうに考えておりますし、さらにはふく育県ということを進める上で、それに加えてベビーシッターであるとか、もしくはふく育タクシーとっておりますけれども、訓練を運転手さんに受けていただいて、研修を受けていただいて、例えば、妊婦さんが出産というときにタクシーに乗るとか、または発熱したお子さんを送迎してもらうとか、こういった便利なタクシーもつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは、2点お答えを申し上げます。

最初に、本県の未就園児の状況の把握についてお答えを申し上げます。

未就園児の数につきましては、保育所等の利用調整を行う市町のほうで把握しておりまして、令和4年4月1日現在の未就園率の内訳でございますけれども、0歳児は全体の87.3%、一、二歳児は24.0%、3から5歳児は1.6%となっております、人数にすると本県全体では約7300人となっております。

就学前の子どもについては、乳児健診、1歳半、3歳児健診、子育て支援センターなど様々な市町の行政サービスの利用や、県と市町が連携して実施している在宅育児応援手当をはじめとした子どもさんふくいプロジェクトの受付において、市町とつながりを持つ機会がございます。

さらに未就園児を含め、行政サービス等とのつながりを持たない家庭につきましては、市

町が毎年度安全確認を行うことになっておりまして、確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭につきましては、市町の保健師等が訪問するなどの対応を行っているところでございます。

続きまして、2点目に、現在の未就園世帯との関係づくりと今後の取組の方向性についてお答えを申し上げます。

未就園の世帯に対しては、気軽に相談できる機関が身近にあることが重要でございまして、現在も保育所、認定こども園等での園の開放、一時預かりや子育て支援センターなどがその役割を担っているところでございます。

また、国は本年度、児童福祉法を改正しまして、保育所等を身近な子育てのかかりつけ相談機関として位置づけるとともに、今後、未就園児を保育所等で週に1から2日程度、定期的に預かる事業を展開する予定でございまして、県としても実施に向けて市町を支援していきたいと考えております。

その上で、困難を抱えた家庭につきましては、既に市町の母子保健や児童福祉担当等が連携し、見守る仕組みが構築されているところではございますが、実態が見えにくい未就園世帯についても積極的に情報共有を行い、見守りが必要な家庭として位置づけていくよう働きかけてまいりたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

同じ方が出産、そしてその後の***のそこに関わっていくという、その姿がとても大事だと思います。

しかも女性だけじゃなくて、男性に対してもいろんなアドバイスがしていけるということで、とても前向きに御答弁いただいてありがとうございます。

それでは、最後の項目として、登下校の安全確保と防犯カメラの設置状況について伺いたいと思います。

以前にも取り上げられている内容ですので、確認という意味でお願いいたします。

まずは、登下校の安全確保についてでございます。

子どもたちの登下校の安全、さらには保育園児の散歩途中での事故に巻き込まれる事案が報道されるたびに心が痛みます。

私たち大人は、子どもたちの安全確保していく使命を担っています。

何も罪もない子どもたちや乳幼児が事故に巻き込まれ、傷つけられ、命を落としていく現状は喫緊の課題でもございます。

令和3年、文科省、国土交通省、警察庁が全国約1万9000校の通学路を一斉点検したときに、全国では7万6404か所の危険箇所が報告されたとのことであります。

福井県で416か所とのことですけれども、現在どのような改善がなされているのかを、進捗状況を伺うとともに、今後の対応方針を伺いたいと思います。

もう一点の不安は、現在各小学校で実施されている見守り活動のこれからの姿です。

メンバーの高齢化とともに、参加数の減少が進んでいる地区もあります。

今後の登下校、特に下校時の見守り活動のこれからの姿をどのように描き、どのような体制で臨むのかを伺いたいと思います。

次に、防犯カメラの設置についてです。

県内では、犯罪を防ぎ、登下校中の児童の安全を守ろうと自治会長が中心になって地区内の通学路に防犯カメラを設置する動きは少なくありません。

防犯カメラを設置することによって、子どもたちや高齢者を中心とする交通弱者が、より安心して登下校、通行できるようになるのはもちろんですけれども、不審者などへの抑止力になるのも明らかです。

令和3年10月の予算決算特別委員会厚生分科会では、県民安全課長から防犯カメラの設置主体は自治会であり、警察署に設置しているアドバイザーに相談いただいて、特に今必要とするところに、この辺りがいいというようなアドバイスを受けて設置箇所を決めているところである。

公園付近とかちょっとした隠れどころで危ないとか、そういったところに適切に配置をしていただいている。

設置については、1地区10か所までが上限で、1か所でよいところもあれば、2年続けて複数箇所のところもある。

また、補助率は地元自治会、市町、県が3分の1ずつという支援スキームだと。

そして標準的には15万、1台に対してかかるんだというようなことでした。

また、令和4年2月議会での予算決算特別委員会土木警察分科会では、警察本部長の報告の中で犯罪の起きにくい社会づくりという中で、街頭防犯カメラの設置促進も強力に推進している。

令和3年4月から研修を受けた警察官を街頭防犯カメラ設置促進アドバイザーに指定して、自治会や事業所などでの防犯カメラを設置したいと考えている方々に効果的な設置、管理のための情報提供、助言を行っているんだとのことでした。

ただ、その設置に向けてのハードルは決して少なくないのも現状でございます。

交通弱者の安心の確保、犯罪の起きにくいまちづくりの実現に向けて、現在の設置状況を確認していただくとともに、防犯カメラ設定に対する今後の取組の方向性を伺いたいと思います、お願いします。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは、登下校時の見守り活動の体制についてお答え申し上げます。PTAや地域の住民により見守り活動につきましては、少子化による保護者の減少、高齢化による活動からの引退者の増加が予想されまして、特定の方に頼る体制では今後の活動に支障が出るということが懸念されるところです。

このため県では、令和元年度から声かけ事案の多い夕方に、屋外でほかの活動をしながら見守るという夕方見守り協力店舗ですとか、ドライブレコーダーによる見守り協力車両を募集しておりまして、広く地域で子どもを見守る体制を取り入れております。

今年10月末現在で、約1300事業所、約6600台が登録いただいているところです。

今後も、夕方見守り協力店舗ですとか、見守り協力車両をさらに増やしまして、一人一人の負担を減らしながら地域全体での見守りを強化して、登下校時の子どもの安全確保に努めてまいりたいと考えているところです。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から、通学路の危険箇所の改善状況及び今後の対応方針についてお答えいたします。

令和3年度に通学路の一斉点検を行い、危険箇所と判断した県内416か所について、学校、道路管理者及び警察がそれぞれの対策を実施しておりまして、昨年度末時点までに312か所が着手済となっております。

残り104か所につきましても、今年度は新たに路面標示や防護柵の設置など優先順位が高い89か所の対策に着手しており、残る15か所についても早期に対策を講ずるよう関係機関と連携して進めてまいります。

議長／警察本部長江口君。

江口警察本部長／私からは、防犯カメラの現在の設置状況及び今後の取組の方向性についてお答えを申し上げます。

本年10月末現在、県警察が把握をしている県内における街頭防犯カメラの設置状況につきましては、2395か所、5048台であり、設置数の把握を始めた平成29年、5年前でございますけれども、この当時と比べて約2倍となっているところでございます。

御案内のとおり、街頭防犯カメラにつきましては、被害の未然防止や犯罪発生時の対応に非常に有効でございまして、もはや必要不可欠になっているというふうに認識をしております。

またさらに、子どもや女性の安全を守るためにもっと強化すべきという県民の声もあると承知をしております。

こういう状況を踏まえまして、各警察署に配置をされたカメラ設置促進アドバイザーによる情報提供や助言などを通じまして、設置の促進を図っているところでございます。

他方で、設置や運用に必要な経費の不足などの理由により設置にまで至らない自治会等も見受けられる状況にございます。

県警察といたしましては、今後とも街頭防犯カメラの有用性や必要性の理解が深まるように、自治会の会合等において広報、啓発活動を引き続き進めるとともに、県や市町と一層の連携を図りまして、設置促進を図っていく所存でございます。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

少しだけ時間があるので言葉だけ。

質問はもうございませんけども。

先ほどの健康福祉部長のお話の中で、確かに昭和36年から40年頃は福祉法人が少なかったんだと。

今そこに新しい事業者が参画しようと、設置しようとしている事業者が現れている。

これは大変大きなことなので、極力早期に実現することを願っています。

ぜひお願いします。

もう1点、県警察は毎議会ごとに治安状況の冊子を報告書として***しています。

議長／時間がございませんので***。

北川議員／

その姿勢をぜひほかの理事者にもお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、北川君の質問は終了します。

ここで休憩いたします。

議場の換気を行います。

再開は5分後といたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中宏典君。

田中（宏典）議員／自民党福井県議会の田中宏典でございます。

事前の通告に従いまして、質問と通告をさせていただきます。

まず初めに、原子力・エネルギー政策についてお伺いいたします。

提案理由で原子力政策につきまして、知事は原子力の様々な課題について、次のエネルギー基本計画まで待つことなく検討を加速し、原子力の将来像を明確にして、責任ある政策を着実に実行することなどを要請しました。

また、国の原子力小委員会等において運転期間の在り方について利用政策側と安全規制側でそれぞれ議論が行われるが、利用と規制の整合の取れた制度とするよう申し上げました。加えて、既設炉、革新炉を問わず事業者が安全対策に充分投資できる枠組みを整えることなどを求めたところであり、今後も様々な機会を捉え、責任あるエネルギー政策を実行するよう国に求めてまいりますと述べられました。

11月28日に開催されました原子力小委員会で、これまでの小委員会等で議論されてきた原子力政策の基本原則と政策の方向性について中間整理がなされ、再稼働への総力結集、既設炉の最大限活用、次世代革新炉の開発・建設、バックエンドプロセス加速化、サプライ

チェーンの維持・強化、国際的な共通課題の解決への貢献の6項目につきまして、今後のアクションプラン案が示されました。

これまで一般質問等で申し上げてきました事柄につきまして、おおむね網羅されており、私は一定の評価ができるというふうに考えております。

今回の原子力小委員会で示されました原子力政策の方向性、アクションプラン案につきまして、知事の御所見をお伺いいたします。

また、年末にも開催される予定のGX実行会議までのスケジュール等につきましても、併せてお伺いいたします。

最新の知見や技術で、安全などを向上させた革新炉をテーマにしたシンポジウムが11月26日、福井市内で開催され、私も聴講いたしました。

今回のシンポジウムは、今年4月に発足いたしましたNPO法人革新的原子炉推進協議会が主催され、田中敏幸県議が会長を務められており、政府が8月に検討を指示いたしました革新炉の開発や、建設を進める価値や意義についてパネルディスカッション等が行われ、メーカーや行政関係者から様々な意見が出されました。

専門的で、私にとってはかなり難しい内容でありましたが、議論されましたのは、高速炉サイクルの必要性と、その体制の確立には相当な時間がかかるということが理解できました。

使用済み核燃料のリサイクルやプルトニウムの減容化のためには高速炉サイクルの実現は必要不可欠と考えておりますが、それまでの間、いかに原子力を安全に、安定してつなげていくということが現在の最優先課題であり、廃炉となったプラントにおいて革新軽水炉をリプレースしていくことが必要であるというふうに私は考えます。

私は、既設炉の運転延長や新增設・リプレースにつきましては、これまで繰り返し申し上げてきており、マスコミの60年超運転の取材に対しましても、新たなものを造らない限り新技術は生まれず、技術者も育たない。

メーカーも地元企業を維持できなくなり、結果として安全を維持できなくなる。

新增設・リプレースを決めた上で、それまでの間、運転延長すべきと答えてまいりました。

8月9日に開催されました原子力小委員会の資料でも、資源エネルギー庁は技術成熟度や規制対応、経済性の観点から革新軽水炉が評価された上で、足元で我が国が強みとする軽水炉サプライチェーンをつなぎ、規制の予見性が高く実現時期が見通せ、革新的安全性向上を図る革新軽水炉の開発を最優先に取り組むとしておりますが、今回示されましたアクションプランの中には、革新炉軽水炉の記載がないように思います。

革新原子炉シンポジウムで示されました高速炉サイクルの必要性と高速炉サイクル実現までの革新軽水炉開発の必要性につきまして、櫻本副知事の御所見をお伺いいたします。

GX実行会議は、産業革命以来の化石燃料を中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわちGX（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な政策を検討するため設置されました。

岸田総理は、原子力政策等につきまして年末までに政治的決断をすとしており、新年度からは様々な変化が起こってくることも十分に考えられます。

グリーントランスフォーメーションに対する期待と福井県の対応につきまして、知事の御

所見をお伺いいたします。

また、福井県においては、原子力発電や火力発電、再生可能エネルギーなどについては様々な部局において対応しております。

G Xを推進していくためにも原子力エネルギー政策を推進していく部局を設置してはどうかと考えますが、御所見を伺います。

次に、原子力防災訓練についてお伺いをいたします。

11月4日から6日にかけて開催されました原子力防災訓練を視察し、県庁の対策本部の設置訓練や美浜町の現地対策本部、おおい町内の要支援者の避難、美浜町からの住民避難の受入れと県立病院の被曝のおそれのある負傷者の受入れ訓練を視察してまいりました。おおい町での避難者受入れにつきましては昨年が続いての対応であり、年々熟練されてきており、訓練の重要性も確認できました。

松田議員の代表質問で、ヘリコプターによる避難ができなかったことに対して、代替措置の必要性を認識したと安全環境部長は答弁されておりましたが、美保基地からの大型ヘリも天候不順で飛べなかったことも後日お伺いをいたしました。

近隣では、舞鶴海上自衛隊にもヘリコプターの部隊がございます。

そういったところに救助要請をするといったシナリオも必要ではないかと考えました。

また、今回の日程は比較的天候の良好な時期に実施され、事前に人員や資機材も現地に準備されて、スムーズな訓練ができたと考えます。

しかしながら、災害はどれだけ準備していても想定外のことが起こる可能性がございます。例えば休日で嶺南地域に県職員がほとんどいないという状況や、東日本大震災のように被害が広範囲に及び関係者が多く被災したため、限られた人員で対応に当たらなければならないということも十分に考えられます。

改めて今回の原子力防災訓練で生じた課題と今後の対応について御所見をお伺いいたします。

また、今回初めて県立病院を視察し、医師や看護師の対応、施設についても拝見いたしました。

現在の県立病院の施設は、1999年9月に発生いたしましたJCO臨界事故後に整備された施設であります。東日本大震災以降の医療施設の在り方については検討が始まったばかりと伺いました。

今後、県内において廃炉作業が進む中での被爆事故の発生についても考えておく必要があるというふうに考えます。

原子力災害時の県立病院の施設、人的資源等が十分に確保されているのかどうか、今後の対応について御所見を伺います。

11月28日におおい町で実施されました航空自衛隊によるPAC-3の展開機動訓練についてお伺いいたします。

今回のPAC-3部隊等による機動展開訓練は、航空自衛隊中部航空方面隊主催で実施され、PAC-3及び基地防空用地対空誘導弾機材の展開開始から完了までの一巡の手順を見学するもので、ロシアによるウクライナ原子力発電所施設へのミサイル攻撃や北朝鮮の繰り返されるミサイル発射に、立地地域住民にとって不安が募る中での訓練であり、頼も

しくもあり、より身近なこととして、原子力発電のみならずこの地域の防衛能力を強化していく必要性を感じました。

また、今回は今津駐屯地と小松基地から機材が運搬されたということでありまして、有事や自然災害の発生時においても問題なく大型車両等が通行できるような立地地域につながる道路についても、災害制圧道路として整備していく必要があるというふうに考えます。原子力発電所周辺地域の防衛力強化の観点から、今回の機動展開訓練をどのように受け止められたのか御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／田中宏典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、原子力政策の方向性、アクションプラン案の所見及び年末のGX実行会議までのスケジュールについてお答えを申し上げます。

国の原子力小委員会は、今日ちょうど10時から始まっておりまして、今やっているというようなところをございまして、その中でアクションプラン案を、これまでの議論を踏まえて行動指針案という形を変えたものを出してきているというところをございます。

私のほうにも事前に送られてまいりましたので、内容を確認させていただきました。

その中で、これまでの私どもの意見も踏まえて、運転期間延長について政府の責任の下で総合的に対応を進めるということですか、また、原子力発電所の安全対策に係る投資環境整備の検討といったようなことが盛り込まれておりまして、そういう意味では少し前進してきているという状況かと思っております。

ただ、求めていますのは、一つには運転期間延長の考え方と、それから安全の担保の仕方、その期間のですね、ここをどうするんだと、政府一体で見解を出すべきだと、こういうようなことを申し上げておりますし、また、安全投資についても確実にそれができるような制度化も求めているところをございまして、そういった趣旨の意見も申し上げさせていただいておりますし、また、加えて今回の行動指針案の中でそれが決定されたときに、現在のエネルギー基本計画、これにそごを生じるようなときには内容を見直すべきだといったことについて申し上げているところをございます。

こうして、この後年末に向けてGX実行会議でこういった内容のものが決定されるというふうに言われております。

その中で、この後は基本政策分科会のほうに議論が移るということですので、これからも必要に応じて私から御意見も申し上げていきたいと考えているところをございます。

続きまして、GXに対する期待と福井県の対応についてお答えを申し上げます。

GXにつきましては、岸田総理は単に化石燃料から脱却するというだけでなく、国民の生活を、もしくは経済を大規模に、大きく転換するんだということ、そして、脱炭素化という課題を、国の経済の成長エンジンのほうに転換していく、そして持続可能な社会に変えていくといったようなことをおっしゃっておられるところをございます。

福井県におきましても、国に先立ちまして、2050年のCO₂の実質ゼロ、こういったことを打ち出しておりまして、さらには長期ビジョンの中でもそれを標榜しているというところ

ろでございます。

県内でも、GXによる変革によりまして県民の生活が変わる、そして経済も持続可能なものに変えていく、こういったことの支援を強化していかなければいけないと考えているところでございます。

新しい経済ビジョンにおきましても、そういう意味ではGXを新たな成長の分野というふうに見据えまして、一つには脱炭素化、さらには資源循環型のビジネスに転換していく、こういったことの支援を強化していきたいと考えておりますし、また、新しい環境基本計画、こういう中では再エネの導入の促進であるとか、また次世代型の自動車、こういったものの普及であるとか、さらにはスマートタウンへの整備の支援、こういったものも盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

議長／副知事櫻本君。

櫻本副知事／私から、高速炉サイクルの必要性和高速炉サイクル実現までの革新軽水炉開発の必要性についてお答えをいたします。

今回のアクションプランにおきましては、革新技術による安全性向上やエネルギー供給の自己決定力の確保等のため、まずは廃止決定した炉の建て替えを対象として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発、建設を推進していくという国の大きな方針を示すことを主眼としているというふうに承知しております。

そして、この革新炉の中身について、国は現在、2つのワーキンググループ、原子力小委員会の革新炉ワーキングと高速炉開発会議の戦略ワーキンググループ、ここにおいて検討を進めております。

これまでの議論の中では、議論御指摘のとおり規制の予見性などから革新軽水炉の開発を最優先に取り組むとされています。

また、高速炉の開発とそのサイクルについては、放射性廃棄物の減容、有害度低減などの観点から将来に向けた研究開発を進めていく必要があるとし、現在新たな戦略ロードマップの策定が進められております。

ワーキンググループでは、このほか小型軽水炉SMR、高温ガス炉など様々なタイプの炉について、時間軸も含め検討が進められております。

先日、NPO革新的推進路推進協議会が、福井市において開催したシンポジウムにおきましても、様々なタイプの革新炉について、その開発状況、あるいは今後の可能性などについて活発な議論が行われたところでございます。

こうしたことから、県といたしましては、まずは国の今後の検討状況を十分注視してまいりたいと考えております。

議長／総務部長鷺頭君。

鷺頭総務部長／私からは1点、GX推進のため、原子力エネルギー政策を推進する部局の設置についてお答えを申し上げます。

本県におけるGXの推進につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大や生活・産業の脱炭素化、地域共生など様々な課題への対応が必要でありますことから、現在は議員御指摘のとおり安全環境部を中心に地域戦略部や産業労働部などが連携をして全庁体制で取り組んでいるところでございます。

他方、気候変動対策が世界的な課題である中、本県におきましても2050年のゼロカーボン実現に向けまして、原子力や再生可能エネルギーなど様々な電源の利活用状況を俯瞰し、政策全体を整理しながら一体的にGXを推進していくということがますます重要であるというふうに認識してございます。

また、他の都道府県の状況を見ますと、GX推進のため令和4年度に12団体がエネルギー担当組織やポストを新設するというような組織改正を行っているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本県におきましても、より効果的に政策を推進できる組織体制につきまして検討してまいりたいと考えております。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは2点、お答えを申し上げます。

1点目、今回の原子力防災訓練の課題と今後の対応についてでございます。

今回の訓練におきましては、初めて水陸両用車を活用した避難を行うなど、多様な手段による避難手順の確認を行ったところでありますけれども、今ほどのお話にありましたように、天候の不良、また機器のトラブルなどによりまして一部のヘリが使用できず、改めて代替手段の確保の必要性を認識したところでございます。

このため、来年度以降の訓練におきましては、不測の事態に備えた近隣の部隊への応援ですとか代替機能確保など、実働機関とのさらなる連携の強化を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、今回は大規模に要因が参集した中での訓練でございましたけれども、道路の被害などで参集できない場合も想定されます。

このため、今後、限られた人員での初動対応ですとか緊急時の職員の輸送など様々な状況を想定いたしまして、これは個別訓練の実施も含めることになると思っておりますけれども、訓練により関係者の習熟度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目、PAC-3の部隊などによりまして今回の機動展開訓練に対する受け止めについてでございます。

今年に入りまして、北朝鮮からのミサイルの発射が高い頻度で繰り返されているという状況でございます。

このような中、今回の訓練につきまして自衛隊は、PAC-3などをいかなる場所でも迅速かつ円滑に機動展開できるよう、日本海側で初めて一般施設における公開訓練を実施したとしているところでございます。

福井県はこれまでも、国に対しまして武力攻撃に対する総合的な迎撃態勢に万全を期すよう求めているところでございます。

今回の訓練を通じて、ミサイル攻撃への対処能力ですとか即応体制の向上を図るというこ

とは原子力立地地域の安全・安心に資するものと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは、原子力災害時の県立病院の体制についてお答えを申し上げます。

平成27年8月の国の原子力災害対策指針の改正によりまして、東日本大震災後の新たな原子力災害医療体制が構築されました。

本県では、平成28年3月に基幹的役割を担う福井県立病院をはじめ、3つの原子力災害拠点病院と、それから各地域の公立、公的病院など15の原子力災害医療協力機関を指定しているところでございます。

県立病院は県内で唯一原子力災害医療の専用施設を有し、無菌病室や内部被曝測定機器など現状に必要な設備は確保しているところでございます。

しかし、平成13年の建設から20年が経過しており、今後施設等の改修、修繕について国と協議を進めてまいります。

また、人的資源につきましては、国の専門研修を医師、看護師等26人が修了したほか、院内での研修も毎年実施しまして、被爆傷病者の受入れ体制をしっかりと整えているところでございます。

今後も原子力災害時に迅速かつ確かな受入れ、処置対応ができるよう、実践的な訓練、研修を積み重ねてまいります。

議長／田中君。

田中（宏典）議員／おおむね前向きな答弁をいただいたのかなというふうに思いますが、1点、訓練の話でありますけれども、やはりこの後、自衛隊のほうでもまたお話をさせていただきませんが、しっかりと備えをしていただくことが肝要かと思しますので、本当にあらゆる想定というものをさせていただければというふうに思います。

また、これは組織の話、これは***ですが、青森県などは早くからエネルギーというものをつくっておられます。

原子力施設のみならず石油備蓄であるとか風力発電、様々なところで実際にそういったエネルギー政策というものを回しておられるというふうに思しますので、十分参考にさせていただいてやっていただくということと、あと、原子力に関しましては、今どうしても規制が中心の議論になっているというふうに思います。

しっかりとそれを推進側のほうに中心を持っていくような形で御検討いただければ幸いかなというふうに思しますので、ぜひよろしく、ただ規制はしっかりとやっていただく必要もあるというふうに思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、嶺南地域の自衛隊配備についてお伺いをしてまいります。

9月定例会の予算決算特別委員会において、嶺南地域への自衛隊配備の実現に向け、国家安全保障戦略等の防衛三文書の改定が必要であり、これまでとは違う取組が必要ではない

かと質問したことに対し、地域戦略部長からは、次期中期防衛力整備計画に、原子力防護体制の強化についてより具体的な文言が記載されるよう、安全保障分野に精通している国会議員の方々であるとか政府が年末の改定に向け新設する有識者会議のメンバーからも意見をお聞きしながら、国への要請を従来以上に強めていきたいというふうな答弁がございました。

11月22日には、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議から岸田総理に対し報告書が提出され、政府は防衛三文書の改定に取りかかっております。

報告書を拝見すると、原子力発電所の記載はなかったように思います。

報告書に対する受け止めと今後の対応について御所見をお伺いいたします。

今年8月に発生した豪雨災害により嶺南と嶺北は数日間分断され、行き来ができなくなりました。

嶺南振興局において嶺北地域の情報を収集しながら、この様なときに嶺南地域で自然災害や原子力災害などが発生したときに速やかな対応ができるのであろうかと不安になり、嶺南地域への自衛隊配備を急がなければならないというふうにも考えました。

嶺南、嶺北が分断された状況下での県の防災体制と嶺南地域への自衛隊配備の必要性について、改めて御所見をお伺いいたします。

先ほども述べましたが、PAC-3を展開する場合には、多くの資機材や大型車両を配置する必要がございます。

嶺南地域においては、その適地というのはあまり多くないというふうに考えます。

複合災害時、嶺南地域に自衛隊が参集できないということも考えられます。

ミサイル攻撃等に対応するため、発電所近傍にPAC-3の展開基盤を早期に成立する必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

議長／地域戦略部長吉川君。

吉川地域戦略部長／私から2点、お答えいたします。

1点目は、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告書への評価についてお答えをいたします。

年末の防衛戦略三文書の改定に向け、原子力防護体制の強化につきまして具体的な文言が記載されるよう、10月の下旬ですけれども、政府が設置しました有識者会議のメンバー、安全保障に精通している国会議員に働きかけたところでございます。

有識者がまとめた政府への報告書におきましては、その5ページか6ページにかけまして反撃能力や継戦能力、戦闘を続ける能力の確保とともに、ロシアにおけるウクライナ侵攻を踏まえまして、議員御指摘の原子力という文言に限定した形ではございませんでしたけれども、電力・通信インフラが攻撃される事態に対処するための計画を持つことの必要性、重要性について提言されたところでございます。

今後、年末の予算編成及び防衛戦略三文書そのものの改定状況、これを注視しますとともに、部隊配備に係る体制検証の拡充ですとか陸上・海上・航空自衛隊による総合的な迎撃、防護体制の強化を引き続き国に対して強く求めてまいります。

次に、2点目、PAC-3の展開基盤の整備についてお答えをいたします。

本県におきましては、以前より大規模災害やテロ行為及び暴力攻撃に対し、迅速な対処が可能となるよう、嶺南地域の展開基盤の確保や部隊の配備を求めてきたところでございます。

PAC-3につきましては、今回、おおい町の協力もございまして、日本海側で初めて一般施設における機動展開訓練がなされたところでございまして、これまでの本県の要望を一定程度受け止めていただいたのではないかとというふうに考えてございます。

県としては、引き続き嶺南6市町とともに、自衛隊、大型ヘリの離発着が常時可能となるような展開基盤そのものの確保及び部隊の配備を国に求めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは、嶺南、嶺北が分断された状況下での防災体制、嶺南への自衛隊配備の必要性についてお答え申し上げます。

南北が分断された場合において、県では、勤務先に限らず最寄りの出先機関などへ参集し、災害対応を行うこととしております。

この際、嶺南地域では、嶺南振興局の危機対策課を中心に初動対応を行うことになって負いますけれども、仮に職員が不足する場合には、空路、海路も含めまして対応人員の輸送を検討していくことになります。

また、備蓄物資につきましては、嶺南の2か所、嶺北の3か所に分散配備しておりまして、さらには民間ですとか近畿、中部の各ブロックの各府県との応援協定を活用しまして被災市町を支援してまいります。

また、大規模災害時の人命救助、住民避難におきまして、自衛隊の機動力を生かした迅速な支援は非常に重要であります。

このため、国への重点要望におきましては、嶺南地域への自衛隊の配備の早急な実現を求めているところでございます。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／引き続き嶺南地域の防災対策の強化というものをぜひよろしくお願いしたいと思います。

1点、この間のPAC-3の展開訓練につきましてはあくまで軍事訓練でありますので、多分あれ以上の面積が必要になるのかなと思います。

レーダーも発射機も全部近くに置いてありましたが、本来であれば分散して配置をすることになるかと思っておりますので、そういったことも十分考慮していただいて配置、また要望もお願いしたいというふうに思います。

最後に、国土強靱化対策についてお伺いいたします。

国土強靱化5か年過疎化対策も3年目を迎え、さらなる充実を期待しておりますが、今定

例会には約260億円の国土強靱化対策の予算が計上されております。

内訳を確認すると、土木部関係で約250億円、農林水産部関係で約48億円となっております。これは要望額ベースでの補正予算計上ということなので、国の内示により金額が変わることも十分に予想されます。

そこで、福井県における国土強靱化計画の進捗状況を伺うとともに、内示後の各事業への配分方針について御所見をお伺いいたします。

代表質問でも、県の公共事業の設計単価が、鉄筋が36%、労務費が7%上昇しており、今年度に入り、資材によっては価格上昇が顕著となっております、様々な事業に影響が出ている。コスト削減などにより効率化を図りつつ、選択と集中により必要な事業の着実な推進に努めていくとの答弁がございました。

経済対策も含め、来年度以降の予算の前倒しを行うことで事業費としては確保できると思いますが、このような物価高騰の中で必要な事業量が確保できるのでしょうか。

コスト削減等により十分な対策ができないようであれば、国土強靱化としては本末転倒になります。

現在の物価高騰や資材調達の困難な状況が福井県の国土強靱化計画の推進と県内事業者に与える影響について県の御認識を伺うとともに、今後の見通しについて御所見をお伺いいたします。

今回の補正予算260億円の内訳を見ますと、道路に約80億円、河川に約50億円、砂防等に57億円の要求がなされています。

一方で、治山に1.5億円、海岸に2億円、港湾に1.5億円、漁港に3億円の予算が計上されております。

各市町からの要望や県民の要請を考慮いたしますと道路予算の確保が最優先課題であることは間違いないというふうに思いますが、近年の災害や福井県の地形等を考えますと、河川や砂防だけではなく、治山事業や海岸保全事業を拡充する必要もあるというふうに考えます。

また、国土強靱化5か年加速化対策等は令和3年度から7年度までの事業となっておりますが、県内の各事業の詳細を見ますと、令和8年度以降も計画期間となっている事業も数多くございます。

事業継続や拡充がさらに必要と考えます。

災害を最小限度にとどめるため、河川や砂防、治山や海岸保全事業の拡充に対する御所見を伺うとともに、国土強靱化5か年加速化対策の残り2年の対応と令和8年度以降の対応について御所見を伺います。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私から、国土強靱化について3点、お答えを申し上げます。

まず1点目は、国土強靱化計画の進捗状況及び内示後の各事業への配分方針についてお答えを申し上げます。

まず、国土強靱化対策における5か年の計画期間ですが、この事業規模として、政府全体

で15兆円程度を目途とされてございます。

その3年目となります今回の補正予算を含めまして、これまでに約64%に当たる9.6兆円が国のほうで措置をされている状況になっております。

一方、県におきましては、国土強靱化予算として3か年で約700億円を見込んでおりまして、これは過去3年間の当初予算、それから補正予算を合わせますと2100億円となりますので、3分の1を占めるような状況になっております。

また、内事後の県事業の配分方針につきましては、今議会で補正予算を計上させていただいておりますので、これの御了解が得られました後に、災害に強い道路ネットワークの構築に関する道路事業ですとか、近年被災した箇所への河川改修、それから砂防堰堤事業、そういったものに重点配分する予定でございます。

それから2点目、物価高騰等が国土強靱化計画の推進、それから県内事業者に与える影響と今後の見通しについてお答えを申し上げます。

建設資材の価格上昇につきましては、国土強靱化を含め、様々な公共事業に影響しているとともに、県内事業者の資材調達にも影響があると認識してございます。

このため、資材単価の改定を年4回から毎月ということで、より実勢価格を反映した積算を行うとともに、契約後におきましても一定割合以上の価格の変動がある場合には変更契約を行っているところでございます。

また、県内の公共事業の事業費につきましても、資材価格の上昇も踏まえまして必要な見直しを行っている状況でございます。

今後も資材高騰の状況を注視しながら対応を検討するとともに、必要な予算の確保に努め、国土強靱化の着実な実施に努めてまいります。

3点目に、治山、海岸などの事業の拡充と国土強靱化加速化対策の残り2年及び令和8年度以降の対応についてお答え申し上げます。

8月の大雨被害によりまして甚大な被害が発生しましたことから、事前防災対策の重要性について改めて認識したところでございます。

これらを踏まえまして、今後の強靱化予算におきましても治山、海岸事業を踏まえて最大限予算を確保していきたいと考えてございます。

また、災害発生後の8月、国土交通副大臣へ大雨緊急要請をさせていただきましたが、このときを含めて様々な国の要望の際に、対策期間内での十分な予算の確保のほか、対策後におきましても、別枠で十分予算を確保していただくよう強く求めているところでございます。

引き続き国に対しまして強靱化予算の確保など積極的に働きかけまして、県土の強靱化をこれまで以上に強力に推進してまいります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／我々も精いっぱい協力していきたいと思っておりますので、予算の確保をぜひよろしくお願いいたします。

原子力に関しましては、今昭和30年以来の生みの苦しみということであると思っております。

今後の50年間、また100年間のエネルギー政策、原子力政策がしっかりと打ち立てていけるように、知事の積極的な御発言をお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたします。
ここで、休憩いたします。

休憩中

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

細川君。

なお、細川君より、資料の使用について申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

細川議員／細川かをりです。

午後にラスト一人というのは非常に恐縮な感じですが、よろしくお願いします。

まず、水害対策、内水氾濫について伺います。

気候変動の影響などで局地的な大雨が増える中、内水氾濫による浸水被害が各地で頻発しています。

平坦な土地に降った強い雨水がはけ切らずに地面にたまる、あるいは低いところに周囲から水が流れ込んできて浸水の規模を拡大する。

さらには排水用の水路や小河川が水位を増して真っ先に溢れ出す、このようにして起きる洪水が内水氾濫で、本線の堤防決壊などで起きる外水氾濫に比べ、これまで対策が手薄とされてきました。

今年7月、越前市でも起こりました。

3年前の東日本台風では、内水氾濫による被害が15都県135市区町村で発生、被害家屋は3万戸を超えました。

今年7月から9月の豪雨でも、29都道府県83市町村、浸水戸数は全国で1万戸を超えています。

国土交通省によれば、2009から18年までの10年間で、内水氾濫での被害家屋は約21万件で外水氾濫による被害家屋より9万件も多いとのこと、深刻です。

対策強化のために政府は雨水を貯める貯留施設の整備などハード対策を推進、また内水浸水想定区域図の作成を自治体に義務づけています。

福井県内の内水氾濫の実態と、内水浸水想定区域図の作成状況の今後の対策を伺います。

福井市では40年前から小学校の校庭などに、非常用の貯水装置を設置するなど災害に備えた取組を着々とされてきていますが、この内水氾濫に関しても下水道内水ハザードマップを策定したり、雨水タンク、止水板の設置費を補助したり、積極的に取り組んでいると認識しています。

こうした県内の取組事例は県が県下の市町、あるいは県民に対して紹介し、地域や個人の

雨水対策、内水氾濫対策の後押しとすべきと考えますが御所見を伺います。

次に、鳥獣害対策について伺います。

これまでもこの件に関しては再三質問してきましたが、山あいに住んでいると特にこのところ人の方は人口減少とコロナ禍で動きが弱まり、それを獣たちは見越してどんどん人の生活圏に入ってきている、そんな感じがします。

シカは24時間いなないています。

サルはすぐ横車で通ってもびくともしません。

イノシシは豚熱で一時減った感じがしましたが、このところは戻っています。

お配りしてある資料1は国道の比較的新しい歩道にまき散らされたイノシシのフンです、まともに歩けません。

大きい獣だけでなくアライグマ、ハクビシンなども我が物顔で道脇の側溝を通り道にしています。

だから水路が糞だらけ、衛生面で気をつけなければと集落ではお話しています。

山あいの水路には落ち葉や草が溜まっているところが多くあります。

こういうところは水が淀んだりあふれたりするので、獣のフンからのサルモネラ菌などがさらに大繁殖する可能性があります。

昭和初期の話ですが、我が家の細川の祖父母は、集落を流れる川の上流で腸チフスが発生し、そこからの伝播で夫婦とも発病、祖父が亡くなり祖母が辛うじて生き延びたと聞いていますので、注意を要するほどのフンが水路にあると聞くと、ついその話を思い出します。現在は水路や河川の水をそのまま生活水にしているわけではありませんが、油断はなりません。

上流の荒廃は下流にも悪影響を及ぼすと思うと、山間は人が少ないからと費用対効果だけで物事を判断するべきではないと思います。

山間の道路脇の木の伐採と同時に水路の掃除はセットで行い、よどみのないように水の流れを保つことにもポイントをしっかりおいて、土木・農林連携で管理すべきと思いますが、御所見を伺うとともに、県管理道路の道脇がきちんとメンテナンスされるような維持管理予算の増額を求めます。

さて、一級河川である日ノ川の河川敷も草木が生い茂るとイノシシの通り道、隠れ家になります。

でも、聞くところによると、河川敷の除草の理由に鳥獣害対策という項目はないとか。

この辺りは部局横断で柔軟な対応をしていただきたいところです。

あるいはサルの駆除をしようとする駆除隊に対し、このサルはいいサルだから保護してと、自然環境の立場からはセーブする声があがったこともあるそうですが、農林と自然環境課とで現場に対する考え方が全く逆というケースもあるということになります。

それでは現場が混乱する。

私が今年春に視察に行った岐阜県では、野生鳥獣による人身被害の防止や農林水産業被害の軽減等を図るため、岐阜県の組織を挙げて全庁的な総合対策を実施するとして、知事をトップに岐阜県鳥獣被害対策本部を設けて対策に当たって効果をあげています。

福井でも鳥獣害対策は全長体制で横断的に取り組むべきと思うところですが、知事の御所

見を伺います。

鳥獣害のない里づくり推進事業においては、県に市町の被害防止のための措置を支援していただいておりますが、心強く感じているところではあります。今秋の決算委員会では嶺南からも嶺北からも鳥獣害対策強化の声が上がりました。

県の鳥獣管理計画などを見ると、鳥獣の捕獲数がふえていたり被害面積が減っていたりというデータが示されていたりするんですけども、どうも現場の声と乖離した感じです。地域でいろいろお話を伺うと、被害面積や被害額をどう割り出すかの問題ではないかと。例えばそこには家の畑の被害は含まれていない、あるいはもう諦めてやめてしまったところはカウントされていない、そういったようなことによるのではないかという意見が多数出ます。

また現在は、被害防止計画にある捕獲頭数から駆除隊員一人当たりの捕獲等数に制限がありもっと捕獲できる隊員がいてもそれ以上捕獲できない状況だそうです。

でしたら、鳥獣害対策を強化するべき声が多いのですから、捕獲の計画頭数をもっとふやす、つまり予算を増やすべきではないか伺います。

現在、県内のある猟友会では、会員約60名のうち、有害捕獲隊員は約40名、さらに実際に動いているのはその半分の20名程度とのこと。

またある猟友会は七人の会員中駆除隊員は1名、自然消滅して既得権だけ残ったのでは組織の改編も困難になると危惧する声が出たりします。

猟友会駆除隊のメンバーは全体的に高齢化してきており、60台後半から70以上の方が大半だそうですが、猟友会にはちょこちょこ若い方も入ってきてはいるので、有害駆除隊員を育てる環境づくりをすることが大事であり、喫緊の課題です。

現在、銃器による捕獲をする場合の駆除隊員の資格要件は3年以上の狩猟経験となっておりますが、若い方からは狩猟しようにも、車で入れる山の中のちょうどよいポイントはベテランによる縄張りが如く、既に罠が仕掛けてあり、罠を仕掛けられる場所が少ないとの声が上がります。

有害駆除は市町が指導すべきことでもありますから、猟友会丸投げでなく、あるいは経験の浅い行政担当者の認識にベテランの知見を加えるべく、市町担当者と現場の方々とが地域の人材特性に応じた方法を一緒に考えることが大事です。

それを促すように県のガイドラインを作り込むべきではないでしょうか。

もしかしたら銃器による捕獲をする場合の隊員育成を考慮して、3年以上の狩猟経験という現在の隊員要件を、1年以上の経験の上、1年間はベテラン隊員について学ぶなどとしたほうが現実的で有効かもしれませんし、逆にトラブル防止のためにもっと狩猟経験を積んでから捕獲隊員にという声が出るかもしれません。

そうした場合には、県の隊員要件の変更もありだと思いますが、まずは早急に実情を始めて話し合うことが必要です。

いずれにしても、関係者からは現場はこのままではあと5年、いや2、3年しかもたないかもしれないという悲鳴が聞こえるほど、先行きが不安な状況であるのは確かです。

もっと関係者が話し合っただけで納得行く方法を取る、その音頭を県にしっかり取っていただきたい。

有害駆除隊員を育てる環境づくりについて、県の考えを伺います。

また、捕獲された野生鳥獣についてですが、埋設のほかジビエ、食肉としての活用が促されております。

調理の仕方次第で凄くおいしい料理が出来上がりますし私はジビエ料理が大好きなので大いに期待しているところではあります。

ただジビエとして利用されるのはごく一部、もったいないです。

捕獲された野生鳥獣にはもっと広い活用方法があるのではないかと考えます。

例えばドッグフードにしてはいかがでしょうか。

私は弓道をやりますけれども、弓道の武具はシカの皮をすごく使います。

県の実施要領などを拝見すると、ジビエ推進は記載されているのですが、それ以外の利用に関しての事例が盛られていないので、市町での工夫や広がりあまり感じられない気がします。

これも未利用の地域資源と考え、豊かな活用展開を考えるべきです。

県には、様々な活用方法やそのための道筋を開発したり事例紹介したりして現場に示していただくことを期待します、御所見を伺います。

フレイル対策、サルコペニア予防について伺います。

さて、のさばる野生動物に対し、先ほども申しましたが、人のほうは不活発な方向にあります。

まず、高齢者のフレイル、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間、虚弱です。

資料には、これは元岐阜県職員で日本健康レクリエーション学会理事の方が、本巣市や岐阜市など岐阜県内で行っている脳を元気にする教室や、から体を元気にする教室などの画像です。

厚生労働省は、先月、介護保険サービス利用時の自己負担割合が2割となる対象者を拡大する方針を社会保障審議会介護保険部会で示しましたが、今後の動きによっては介護難民が出るかもしれないと岐阜県の彼らは盛んに介護予防のワークショップを行っておられるとのこと。

福井でもそうした機関を今から持ってフレイル予防のさらなる推進が必要です。

フレイルに関しては、2年前の議会でコロナ禍をにらみ、その対策促進をと質問しましたが、その後のフレイル対策について伺います。

さらに、この頃は筋肉が減り、体の機能が低下した状態を指すサルコペニアの対策にも注目が集まっています。

高齢者の場合握力や歩く速度の低下で判断するのですが、簡単な検査で筋肉量の減少が分かり、サルコペニアと診断できます。

例えば、指輪っかテスト、ふくらはぎの一番太い部分を両手の親指と人差し指で作った輪っかで囲んで、輪っかとふくらはぎの間に隙間ができる場合はサルコペニアの可能性が高いです。

ほかに、5回椅子立ち上がりテストや歩行速度テストなどがあり、容易に判断できるので自覚しやすく、筋肉を落とさないための食事や運動といった対策に結びつきやすいです。

長く続くコロナ禍において、サルコペニア診断を広く行い、運動指導やタンパク質をしっかり取るといった栄養指導を強く推進すべきではないでしょうか。

県内のサルコペニア診断の状況や栄養指導の実態を伺い、今後の方針を伺います。

先日越前市でグランドゴルフを少しやらせていただきました。

いいゲームです、練習の積み重ねが腕前に反映されるので、メンコ遊びや縄跳びのように誰でも参加しやすく、しかも外をよく歩きます。

仲間とコミュニケーションをしながら競技できるといった特徴もあります。

楽しみながらのフレイルやサルコペニアの予防になると確信したところです。

越前市の場合、グランドゴルフは市内数箇所で行われ、10人から多いときは40人ほどがわいわいと楽しんでおられます。

地域の公園活用しているのは、子どもよりもグランドゴルフの高齢者の方なのかもしれません。

彼らの求めるのは良いコンディションの地面、芝の地面で水はけの悪いのを嫌います。

環境次第でそれが健康的な介護予防となると思うと、水はけを改善する方がむしろを安くつくのではないのでしょうか。

あるいはグラウンドの芝をきれいに整えたいがために、芝を傷めるなど運動制約されることもあると伺います。

フレイル対策のためにも、県の施設を大いに活用していただきたいところで、屋外での活動推進を求めます。

フレイルやサルコペニア予防のために取り組みやすい運動を広めたり、その環境を整えたりすべきですが、御所見を伺います。

最後に、みどりの食料システム戦略について伺います。

国は昨年、みどりの食料システム戦略を打ち出し、今年4月には緑の食料システム法が成立しました。

今議会でも話題になっているところです。

この戦略では、2050年の持続可能な食料システムの構築に向け、日本の食料農林水産業を取り巻く現状を変えていく、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとし、具体的には調達、生産、加工、流通、消費という各段階において環境負荷軽減につながる取組を推進していくとしています。

これに呼応して、例えば滋賀県ではいち早く滋賀県と県内の全19市町が共同でみどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画として、滋賀県みどりの食料システム基本計画を策定、また島根県ではこの戦略の実現に向けた取組を支援するとして、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱を制定、というように、既に県レベルでの取組を始めたところも出てきています。

福井県での基本計画策定に関しては、先の山本建議員の質問で方針や有機農業に関する考えを伺いましたので、私からは加工、流通に関して1点伺います。

国は、この戦略の中で無理無駄のない持続可能な加工流通システムの確立を上げ、2030年度までに事業系食品ロスに2000年度比で半減させることを目指す、さらに2050年までにAIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小

化を図るとの目標を打ち出しています。

食品ロスはまだ食べられるのに廃棄される食品で、日本では年間500万トン以上の食品ロスが出ています。

これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量の1.2倍、また、国民一人当たりで換算するとお茶碗約1杯分、約113グラムの食べ物が毎日捨てられていることになりました。

また、事業系ロスとは、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、小売店での売れ残りや返品、飲食店での食べ残し、売り物にならない規格外品といった食品ロスのことで、年間275万トンに上ります、もったいないです。

大切な資源の有効活用や環境負荷の配慮から食品ロスを減らすことが必要です。

県ではフードロスに関してどのように取り組んでいかれるのか伺うとともに、敦賀市や小浜市などフードロス事業に取り組む動きが出てきていますので、そういった取り組みを後押ししたり、県全域に広げたり、目標数値を設定したりして緑の食料システム戦略を大いに推進すべきではないか、御所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／細川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、鳥獣害対策の全庁体制による横断的な取組について、お答えを申し上げます。

県内の鳥獣害の現状でございますけれども、シカについては嶺北のほうに拡大をしてきている。

また、御指摘もありましたけれども、イノシシについては、全県的に増加の兆しがあるということで大変厳しい状況になっていると考えているところでございます。

鳥獣害の権限につきましては、毎年福井県におきましても、例えば、農林水産部、安全環境部、土木部、さらには県警察などの各部局、それからその出先機関、市や町が一緒になりまして、県の鳥獣害対策会議を開催させておりまして、被害や先進的な事例、こういったものの共有ですとか、獣種ごとに対策を検討しているというところでございます。

また現場におきましても、地域ごとにユニット会議を開いているところでございまして、農林総合事務所ですとか、市や町協働しまして被害のあった集落に入りまして、被害の把握、それからその対策についての助言を行っているというところでございます。

鳥獣害が特に顕著な場所につきましては、ここについては農林被害と生活被害、総合的に防除をしていくということで、例えば柿の木のような獣害の起きやすい樹木を伐採するとか、さらには山際に電気柵を設けたりとか、最近は山の中のちょっとした山道のところに人が通るようなところに電気柵を設けて、人がそこを時々行ったり来たりする、地域と話し合っってそういう人を決めて行ったり来たりすることで獣害を減らす、こういうことをやっているところがありますので、そういったモデル地区を定めまして、そこでの成功事例を県全体に広げていきたい、そう考えているところでございます。

この際には部局間の横断、それから市や町を含めて多くの関係機関協力してやっていきたいと考えているところでございます。

続きまして、みどりの食料システム戦略のフードロスに関する取り組みとみどりの食料システム戦略の推進についてお答えを申し上げます。

みどりの食料システム戦略につきましては、農薬ですとか化学肥料を減らすような生産面における取組のほかに、御指摘もいただきましたけれども、敦賀市とか小浜市、そういったところの卸売市場で行われております規格外の野菜なんかを販売する、そういった流通とか消費の面での取り組みも重要と考えられているところでございます。

現在の県の廃棄物処理計画、これは令和3年度から7年度までの5か年の計画でございますけれども、これについては平成30年度の食品ロス3万1000トンも令和7年度には2万8000トンに減らす目標を設けておりまして、これに呼応しまして例えば少量パックとかばら売りとか、こういったことの食べきり運動、これに御協力いただけるスーパーみたいなどころ、こういったところも累計で187店舗に拡大をしてくれているところですし、また、フードバンク連絡会、これも今年の9月に小売り事業者なんかと連携してできあがっているということで、そうした食品ロス削減の取り組みが進んでくれているところです。

年度内に策定いたします基本計画につきましては、小農業の取り組み面積、こういった数値面積も定めてまいりますし、また農産物の直売所、こういったところでの地産地消を推進することですとか、減塩農薬、それから減化学肥料、そういったエコ栽培の農産物、こういったものの消費の喚起といったことを行いまして、流通商品面の取り組みも強化をしてみたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは、フレイル対策・サルコペニア予防につきまして3点、お答えを申し上げます。

まず、1点目です。

コロナ禍後のフレイル対策についてお答えを申し上げます。

フレイル予防につきましては、昨年10月に締結しました東京大学との第4期目のジェロントロジー共同研究に基づき、高齢者の健康作りなどをテーマに推進しておりまして、現在活動の担い手となる県内のフレイルサポーターの数ですけれども、全市町に780人おられます。

これらの令和2年度末と比べて約200名増えている状況でございます。

各市町におきましてはサポーターがショッピングセンターなどでフレイルチェックを開催しておりまして、令和2年度が74回だったんですけども令和4年度は116回ということで数が伸びてきております。

さらに今年の6月には、福井フレイルサポーターの会によります連絡会、福井フレイルコミッティという名前と呼んでいるんですけど、こちらを開催しまして、市町を越えて情報交換や交流を行うなど、活動を機運を高めております。

今後は県作業療法士会などと協働しまして、約2000件分の各市町のフレイルチェックデータを元に、東京大学の助言を得ながら個人の傾向や改善策、低減に向けた対策をするなど

介護予防効果の検証を行い、予防への取組をさらに強化してまいります。

続きまして、県内のサルコペニア診断の状況や栄養指導の実態と今後の方針について、お答えを申し上げます。

高齢者の虚弱が進む大きな原因の一つに、筋肉量が減少したり筋力が低下する状態を指すサルコペニアがございます。

県ではこうした運動の観点のほかに、栄養や社会参加を加えたこの3つの観点を入れたフレイルの予防に力を入れております。

フレイルチェックでは、先ほど議員もおっしゃいました指輪つかテスト、それから筋肉量の測定を行いまして、サルコペニアの可能性をチェックするほか、滑舌テスト、それから社会参加の状況などを聞き取りしておりまして、昨年度は述べ1265名の高齢者の方にフレイルチェックを実施しております。

また、フレイルチェックの後にはサルコペニア予防に重要なタンパク質やカルシウムの必要性、それから口腔機能を整えるために、会話や新聞の朗読などを日頃から意識して行うようにフレイルサポーターの指導をしておりまして、引き続きフレイル予防の大切さを周知し、予防充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目に、フレイルやサルコペニア予防の取り組みについてお答えを申し上げます。

フレイルやサルコペニア予防については、高齢者が日頃から手軽なスポーツを通じた運動週間を身につけることが重要であると考えております。

県では、コロナ禍でありまして、自宅でもできる椅子を使ったスクワット運動など、簡単な予防の取組をまとめたパンフレットを約1万8000部作成しまして、フレイルチェックの会場や介護予防教室などで活用しております。

また、高齢者の運動の機会が広がりますよう各地域の老人クラブが行うグランドゴルフやゲートボールなどのスポーツ大会や健康づくり講座の開催に対して支援をしているところでございます。

あわせて、健康の森など県有の施設を高齢者の運動の場として使っていただきながらフレイルやサルコペニア予防を進めてまいりたいと考えております。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは、鳥獣害対策につきまして、3点お答えいたします。

1点目、有害鳥獣の捕獲計画頭数と予算の増加についてでございます。

鳥獣による農作物の被害面積や金額につきましては、これまで販売用の農作物を対象として集計を行ってきました。

昨年度の管理計画策定時におきまして、議会等からいただきました御意見などを参考にしまして、今年度から新たに家庭菜園など自家消費用の作物の被害状況、こちらにつきましてもこの10月から調査を開始したところです。

また、隊員一人あたりの捕獲頭数については、一部の市町において制限数があると聞いておりますが、県や多くの市町におきましては制限しておりません。

また、例えばシカ1頭あたりの設定単価1万7000円といたしまして、さらに餌で誘引して

捕獲する場合には5000円上乗せし2万2000円としておりますが、こういった単価につきましても、近隣の県では県の上乗せも全くないところもございますので、比較しましても、遜色ない捕獲経費というのを支援しております。

また、今後も引き続きまして防護柵の整備や捕獲の許可につきまして国に要望するとともに、鳥獣害被害の低減に向けまして、市町の要望額を踏まえまして県予算の確保に努めてまいります。

2点目でございます。

有害鳥獣隊員を育てる環境作りについてでございます。

今年度、市町が編成しております有害捕獲隊員数は、銃猟、罟猟、網猟あわせて557名であります。

これは近年ほぼ横ばいで推移しておりますが、御指摘のとおり高齢化が進んでおりまして、65歳以上の隊員の方が345名、62%おられるということですか、また猟銃免許をもつものの減少ということで297名、これは10年前と比べまして40名の減というふうになっております。

こちらは課題というふうに聞いております。

捕獲隊員の確保に向けまして、今年度から銃猟の免許取得等に要します費用につきまして、その2分の1を支援すると、こういうことをしております。

捕獲作業の負担軽減や技術向上を図るために県の猟友会と協力いたしまして、遠隔装置によって罟を自動で開閉する、こういった技術を活用した、安全で効率的な罟の普及、また、若手の隊員の方を対象といたしました安全管理や法令に関する研修会、こちらを行っております。

今後も地域を守る捕獲体制を強化していくために、隊員の確保育成に必要な支援策ですとか、原則3年必要とされている年数など隊員の要件の見直しについても、県の猟友会や、実際に捕獲隊を編成する市町としっかりと協議していきたいと考えております。

最後3点目です、捕獲された野生鳥獣の活用についてです。

捕獲された有害鳥獣をジビエなど、資源として有効活用することは、命を大切に扱うということとともに、地域の活性化の点からも大事であります。

また、埋却や焼却によりまして処分の負担軽減にもつながるというふうに考えております。県ではジビエ肉の消費、加工施設への支援をしております、今年度は嶺南地域の施設のシカの加工用機械の設置整備、こちらに対しまして500万円の補助を行うこととしております。

県内では現在15の事業者がジビエ肉の販売や料理の提供、ペットフードの加工販売に取り組んでおります。

令和3年度に有害捕獲されたイノシシ、シカの食肉としての利用についてはまだ5%にとどまっていますが、割合については年々増加しているという状況にあります。

今後肉としての活用のほか、御指摘のありました全国の多様な取組がございます。

これは農林水産省のほうで広報しているものからから見えておりますが、例えばシカの角を使ったキーホルダーや、イノシシの油脂をつかった石けん、イノシシの皮を使ったクツのほか、ペットの犬用保湿用クリーム、こういったものが幅広くありますので、この取組

みにつままして事業者や市町に積極的に紹介いたしまして、捕獲された有害鳥獣の利活用をさらに広げていきたいと考えております。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私から3点、お答えをさせていただきます。

まず福井県内の内水氾濫の実態並びに内水浸水想定区域図の作成状況及び県の今後の対策についてお答えを申し上げます。

まず、県内の内水氾濫の実態ですけれども、今年度は7月、8月の大雨に伴いまして、福井市、越前市、大野市、勝山市の4市におきまして、合計で床上浸水が8戸、床下浸水が49戸発生している状況でございます。これは過去5年間で見ますと最多を記録している状況でございます。

次に、内水浸水想定区域図につきましては、下水道の雨水計画を有します県内の13の市町で作成することとなっております。現在福井市と小浜市が今年度作成済みでございます。残る11の未作成の市町につきましても、国の交付金を活用しまして、来年度以降作成を進めていくと聞いております。

県といたしましては、国が目標とします令和7年度末までに内水浸水想定区域図を作成いただけますよう、十分な交付金の予算確保に努めるとともに、技術的な助言を行って市町を支援してまいります。

次に内水氾濫に関する県内の事例紹介についてお答えを申し上げます。

県では令和2年度に設置いたしました流域治水協議会におきまして、校庭、公園を活用した雨水対策や雨水タンク、雨水浸透膜設置費の補助制度、このようなことにつきまして、県内外の取り組み事例について市町のほうと情報共有を行うとともに、ホームページのほうで県民に公表しているところでございます。

また県民向けとしましては、県内の小中学校や地元自治会に対しまして、流域治水に関する出前授業を行っております。この中で個人でできる雨水対策についての紹介をしているところでございます。

さらに現在、市町に向けた校庭貯留のマニュアル作成ですとか、県民向けに雨水タンクなどの取組を含めた流域治水に関するリーフレットを作成しているところでございまして、県としても市町と連携しながら雨水対策の取り組みを進めてまいります。

3点目に道路における伐木と水路清掃についてお答えを申し上げます。

主な県管理道路につきましては、沿道の木が折れて通行の支障とならないよう、例年ですと台風期前の4月から8月、積雪期前の11月から11月頃に伐木を行っております。

側溝の排水機能の確保につきましては、取水期前となる4月から6月に側溝の清掃などを、それぞれ必要な機能を適切に発揮できる時期に行っている状況でございます。

今後倒木によりまして道路被害を未然防止するために土木部と、それから農林水産部が連携してパトロールを行っておりますので、その中で道路側溝や農業用水路の状況についても確認して、伐木や側溝清掃の時期を調整してまいりたいと考えております。

引き続き各地域における実情をしっかりと捉えた上で、地域の声を聞いて必要な予算を確保

しながら適切な時期に適切な管理ができるよう努めてまいります。

議長／細川君。

細川議員／いろいろとありがとうございました。

ちょっとお答え聞いての感想なんですけれども、例えばフレイル対策に関しても十分承知していただいていると思うし、取り組んではいただいているんですけれども、地域だと本当に今回弱った感がすごくする方が多いというか、結局のところそういったことが広く呼び掛け、周知をもっと広く全県民にというぐらいしていただきたいなというところなんです。また、鳥獣害対策にしましても、横断的な話し合いをしているというようなことなんですけれどもでも先程事例を紹介したように現場では行き違いとか縦割りの発想っていうのが多いんです。

先ほどのジビエの話にしましても県がジビエって言っているからジビエなのという感じでジビエ以外に手を広げたがらない。

あっちのせいこっちのせいではないんですけど、やはりその辺りもせっかくそういう横断的な体制を取っているのであるならば、横断的にみんなで方向が一致できるような形にしていきたいな、その辺りは知事、トップというのが岐阜県ではありましたけど、県の場合は農林部トップなのかと思うので、しっかりお願いしたいなと思うところです。

それから、内水氾濫対策なんですけれども、結局のところ内水氾濫というと県管理インフラでもなく、市管理インフラという場合もあるんだけど、多くが赤道、青道とか個人とかっていう、行政範囲から外れるケースというのが非常に多かったです。

でも、集落にしましても本当に高齢化が進んでいて、昭和の時代は勢いがあつたかもしれないんですけども、人口が減ってしまったら集落で直すことはとてもできないとか、でもこれはうちではないよと冷たく言われるとどうしようもないわっていうような、そういうような漏れ落ちるところというのが非常にたくさん出てきているということを感じております。

そういったことも含めて、全体をどうしたらいいんだということを是非またお諮りいただきたいと思います。

本当に健康に関しても、鳥獣害に対しても、土木的な話にしましても、とにかく弱いところは声を出せないというところがありますので、弱いところにまで行き渡るような施策でお願いしたいとお願い申し上げまして、終わります。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてを、併せて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第1の議案17件及び発議1件をお手元に配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第2の請

願 8 件を、お手元に配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明 9 日から 22 日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る 23 日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

来る 23 日は、午後 2 時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。